

広島県立歴史博物館

# 研究紀要

第25号



資料紹介 菅茶山関係資料「庭訓」 翻訳と解説……………	岡野将士	1
研究ノート 渡辺南岳と菅茶山との交流についての覚書 ～広島県立歴史博物館所蔵資料から～……………	久下実	11
「山陽先生詩稿」訳注(二)……………	花本哲志	19

---

当館所蔵の木之庄焼窯跡表採資料について……………	尾崎光伸	(1)
山口県美濃ヶ浜遺跡出土の滑石製模造品……………	岸本晴菜	(13)
草戸千軒の銭を巡る様相……………	下津間康夫	(22)

## 御 挨拶

広島県立歴史博物館は、中世の港町として知られる草戸千軒町遺跡や近世後期の代表的な文化人である菅茶山の関係資料、また日本屈指の古地図資料を集めた守屋壽コレクションを核に、広島県の歴史と文化に関わる情報発信基地として、また、生涯学習推進の施設として、地域文化の向上に努めているところです。この研究紀要も、調査研究の成果を広く公開し、活用することを目的に刊行しています。

一昨年度から続けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当館でも、お客様同士の間隔を空けていただいたり、マスクの着用をお願いしたりしておりますが、皆様には、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。一方、今年度は年間を通じ、福山城築城四百年記念事業を記念した展示をおこなっており、皆様には、大変御好評をいただいているところでございます。

さて、今回の研究紀要には、菅茶山関係資料の中から「庭訓」の翻訳と解説の取組、その菅茶山と円山派の画家である渡辺南岳との交流に関する研究、広島頼家関係資料の中から頼山陽の漢詩草稿の訳注の取組や、草戸千軒町遺跡出土の木簡の記載内容と銭の出土状況からみた様相、山口県美濃ヶ浜遺跡出土の滑石製模造品や木之庄焼窯跡表採資料の資料紹介といった、六編の論考を収録しました。

あらためて、皆様の御健康と、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈りするとともに、当館の調査研究活動に御支援・御協力をいただいた多くの方々に感謝の意を表し、本書が今後とも広く活用されることを念願して、発刊の御挨拶とします。

令和五年一月

# 資料紹介 菅茶山関係資料「庭訓」 翻刻と解説

岡野 将士

## 一 はじめに

今回紹介する「庭訓」は、備後神辺宿の儒学者菅茶山<sup>①</sup>が上本庄屋菅波家<sup>②</sup>(以下「新宅」という。)の当主を弟圭二<sup>③</sup>に譲る際に、圭二に対しての教訓を書き記したものである。

茶山の筆による当資料は、父樗平<sup>④</sup>から始まる上本庄屋菅波家の当主としての心得、茶山の弟圭二に対する思い、そして菅茶山が当主であった時期に起こった出来事等を知る事ができる好資料である。

なお、裏表紙に、菅光子<sup>⑤</sup>筆による資料成立時期を推定する一文が記されている。

## 二 「庭訓」本文

翻刻するに当たっては、筆者が句読点を付した。原則として旧漢字は、そのまま使用している。

資料名 「庭訓(外題)」「菅茶山筆

資料群名 黄葉夕陽文庫資料<sup>⑥</sup>

資料番号 J0003-158

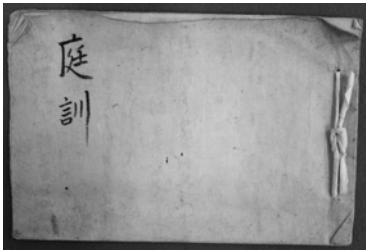
形状 横帳 共紙表紙

寸法 縦二三・八cm×横二二・二cm

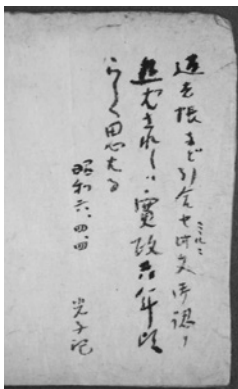
丁数 8丁

(表紙) 庭訓(茶山自筆)

一、祝儀不祝儀法事等事。



「庭訓」表紙



裏表紙書入

一、勝手より家の住居かへ候

こと。并に植置候草木等うへ

かへ、或はきりとり候事。

下地のまたにて繕候事など、相談

不及。

一、渡世の体をかへ、并に山田等

うりかい候事。

一、拙者疎遠にくらし候人のあし

らい、并に出入の物中途にて、遣

ひ不申候人あしらいの事。

今まで遣ひ候人をやめ候事。また

あらたに遣ひ候人など、相談不及

右之外、大抵相談不及候。其内

圭一児共(一)出来、それをよめいらせ、

またよめとり候様之吏、他人

にても心安き方へ、相談可有之候

へ、これ準じ候ことなど、申

不及候こと、かきのセ不申候。

一、圭二身持其外にても、人の目

にあまり、あの通の事ハ太中

がさせぬ筈など、他人方申候

様之吏。

一、渡世のうき沈にかゝり候様の事。

右二事ハ此方方も心つき候

事ハ申候。

身代不如意に相成候こと、不仕合

出来候事ハ是非に不及候へ、これら

の事ハ申もいたさず候。

右ハ申渡おき候事。

一、浄留里かたり候事。

尤酔後同道とも有之、途中にて一口

浄留里等出次第いたし候こと、見

合たるへし。本をかまへ、ふし

を習候之事ハ無用二候。

一、博奕を見物いたすましき事。

集り候席にて始り候へ、めたち不申候

様立帰りに可申候。すてに始りたる所へ

参りかへり候ハ、早速可立去候事。

一、追かけ商<sup>⑧</sup>いたすましき事。

帳合等者勿論の事<sup>二</sup>候。

一、此方<sup>二</sup>居申候弟子を遣ひ候ことハ、

客の給仕、墨筆の用、書

物出し入、くすりきさミ、坐

敷の掃除等、これに準し候事<sup>ハ</sup>

遠慮有之へからず候。酒を買

にやり、くい物指なし、丸子<sup>⑨</sup>等を買

あるかせ候事、無用なるへし。

背たゝかせ、あつさにあふかせ候

様のこと、四十以下の入<sup>ハ</sup>決<sup>而</sup>

無用<sup>二</sup>候。病氣等の節ハ勸介にてもやと  
む候而可致事

一、母へ<sup>⑩</sup>願相談等有之候こと、

圭<sup>二</sup>太中、おたに<sup>⑪</sup>ハおのふ<sup>⑫</sup>を

取次<sup>二</sup>いたし可申上候。

右<sup>ハ</sup>他所へ参り候様のこと、衣

服買物等之事<sup>二</sup>候。平生之

ミそしほ等之小事<sup>ハ</sup>、其

場の見計たるへし。

一、下々ハ妻一人<sup>二</sup>妾等有之まし

き事。誰も存候事<sup>二</sup>候。たとひ当坐

の事<sup>二</sup>も、女をなし<sup>二</sup>候事など

あるましく候。第二<sup>ハ</sup>身の養生、

第三<sup>ハ</sup>失費をはふき、第四

に<sup>ハ</sup>家内をあげ他出しけ<sup>二</sup>にて

あしく候故也。妻三十歳迄、出

生男子無之候ハ、相談之上

身代相應之妾にても入可

申候こと。

一、衣服等之事、おのふ、おたに同様<sup>二</sup>

いたし可申事。

色等<sup>ハ</sup>、このミ次第なれども、地合よし

あし等<sup>ハ</sup>平生之服、はれき等も同

様たるへし。

一、家につき候物、太中一分の物

有之候。ひとつひとつわけ候も事

むつかしく候<sup>二</sup>共<sup>一</sup>。大抵心得

あるへきこと。

銭のかしかり<sup>ハ</sup>、相談なしにいたし候<sup>二</sup>も、

書物のかしかり<sup>ハ</sup>、相談あるへく候。

米<sup>ハ</sup>入用次第遣<sup>ヒ</sup>候<sup>而</sup>も、太中  
唯々筆墨紙等<sup>ハ</sup>こふて、其後  
可用候類<sup>ノ</sup>こと<sup>ニ</sup>候。

一、拙者此後、万二子出来候とも、家ゆ  
つり候<sup>ニ</sup>ハ不及。大抵うまれつき

相應之事<sup>之</sup> 儲者<sup>ニ</sup>醫者<sup>ノ</sup>之類 をし<sup>ヘ</sup>候<sup>而</sup>  
渡世に<sup>ハ</sup>おもふ方<sup>ヘ</sup>可遺候。

一、おのふこと、拙者相果候後も

親とし養はる<sup>ヘ</sup>候。もし  
不行跡之事とも出来いたし

候ハ、故郷へ帰し候とも、此方に  
て<sup>熱</sup>居いたさせ候とも可被致候。

右<sup>ハ</sup>申渡し候事。

外ニ瀧次<sup>(13)</sup>こと、早戸<sup>(14)</sup>のこと、相  
談いたしをき可申候へ共、急候

ことにて無之候。たいてい心まか  
せたる<sup>ヘ</sup>候へとも、其方いたし

かたにて、太中不埒<sup>ニ</sup>相成候  
ことも可有之候や。尚又可申

談候。

一、拙者二十六計の時<sup>(15)</sup>、身代さく

まい<sup>(16)</sup>いたしかけ候。いつ塚と申ことも  
無之候へ共、節季拂等拙者い

たし候。其時借銀

五百匁 おのみちや<sup>(17)</sup>質 五百匁 ふちや儀

壹貫目 光蓮寺<sup>(18)</sup> 貳貫匁 藤次

此外たわらや<sup>ニ</sup>有之候  
とり候たのもし利銀よほど有之候。 夫のち二十  
年計世話いたし候内

親仁様<sup>(19)</sup> 御上京 母人同断

圭<sup>二</sup>同断 お八代<sup>(20)</sup>よめいり

おため<sup>(21)</sup>よめとり おのふ同断

おたに同断 親仁様岩国行

桂<sup>二</sup>同断 太中宮嶋行<sup>(22)</sup>

圭<sup>一</sup>かもかた年々<sup>(23)</sup> 磯八殿同断

親仁様御死去<sup>(24)</sup> 猶右衛門<sup>(25)</sup>同断

おため同断<sup>(25)</sup> 此時の損酒米<sup>ハ</sup>し方  
御百姓さうどう<sup>(27)</sup> かけ等を<sup>メ</sup>大數十貫  
目<sup>ニ</sup>及申候

太中京行<sup>(28)</sup>

土手ふしん<sup>(29)</sup>

大江伊八ニ銀百九十五匁かり

人ニもらひ候餞少々、これを

入用といたし伊八へ<sup>(二)</sup>

三年ニ三百匹四百匹つゝ

拂申候

これハ材木等人ニもらひ候外

よほと入候へ共、近年人々

唯々銀子など久仕候。少々

山た<sup>(30)</sup>へ少々預おき候。ねかふて

大抵家の物ハ用不申候

かた<sup>(三)</sup>候。然ともさん用之外

入用多<sup>(四)</sup>まり申候。

太中めおい所のワリ合 大数小式百匁も入候や

右之ことく物入候へとも、拙者世話いた

し候うち、家内一致候。世話いたし候

ハ、借銀拂候うへ、少々ハ餘分

も出来可申心あてに候へ共、

算用之外、失物等も有之候<sup>(五)</sup>心

にまかせず候。拙者不取計故と存候。

然とも二十四五方かくへつの病身

故、半分<sup>(六)</sup>保養寺<sup>(七)</sup>出精も

いたし不申候。其方ハ拙者ほどの病

も見え不申候。其上今<sup>(八)</sup>親仁様之如き

世話いたし候方も無之候へ、拙者

同様<sup>(九)</sup>、参るましく候<sup>(一〇)</sup>。扱、家もち

候と申<sup>(一一)</sup>、厄介のときより格

別つらき物<sup>(一二)</sup>候。第一

公儀之法度等、家内<sup>(一三)</sup>そむき

候<sup>(一四)</sup>、御とかめ<sup>(一五)</sup>、家もち候人うけ候。

錢<sup>(一六)</sup>、家内に遣ひ候<sup>(一七)</sup>も、借銀を

せられ候<sup>(一八)</sup>、家もち候人<sup>(一九)</sup>候。家内<sup>(二〇)</sup>ハ

着るとき<sup>(二一)</sup>、着、のむとき<sup>(二二)</sup>、のミ、つか

う時<sup>(二三)</sup>、遣ひ候<sup>(二四)</sup>も、節季<sup>(二五)</sup>、みなく

家もち候人<sup>(二六)</sup>へあつまり候<sup>(二七)</sup>相應<sup>(二八)</sup>

拂不申候<sup>(二九)</sup>、家もちと<sup>(三〇)</sup>、申され

す候。其上物見見物等も人を出して、

留守番いたし申さね<sup>(三一)</sup>なり不申候。

只今迄の様子<sup>(三二)</sup>、かよふのこと

にはらたち可申と存候。家もち

たるものやけと申<sup>(三三)</sup>なり、我ひ

とり難義をせうより<sup>(三四)</sup>、我も

なぐさめよなと<sup>(三五)</sup>、申心にて、

一日もたち不申候物<sup>(三六)</sup>候。大抵男

子出来小三<sup>(三七)</sup>なり候迄<sup>(三八)</sup>、牢へ

入候心<sup>(三九)</sup>なり不申候<sup>(四〇)</sup>、家<sup>(四一)</sup>、もた

れす候と見え候。

右、心得のため申候。

(裏表紙)

過去帳など引合せミルニ此文御認メ

遊ばされしハ寛政六年頃

らしく思はる。

昭和六・四・四

光子記

### 三 おわりに

この「庭訓」は、農と酒造を営む江戸時代の「家」の家政について記し、当主のあり方の一端を示している。代替わりに際して、当主としての役割、振る舞いを説き、戒める内容が多く含まれている。

まず、「相談に及ぶべきこと」として、4項目を挙げている。

冠婚葬祭、新宅、家業、人事の4項目で、それに準じて、圭二の子供の婚姻、圭二の品行、商売の浮沈についても触れている。

次に、家政についての10項目で内容は次のようなものである。

- ①遊興の禁止
- ②商売の方法
- ③茶山の弟子の扱い
- ④家での相談の仕方と女性たちの振る舞い
- ⑤茶山個人の所有物

### ⑥跡継ぎ

#### ⑦茶山の妻宣の扱い

この中で、跡継ぎについては、茶山に万が一子供が出来た場合でも、その子に当主を譲る必要はないと明記している。すでに茶山自身は「新宅」から別家した体裁をとり、「新宅」と「塾」を分け、自らは塾に専念するという意識を読み取ることができる。しかし、「新宅」と「塾」は分家の体裁であるなら不可分ではないから、不可分の関係であり、「新宅」と「塾」が明確な分離がなされることは難しかった。そのため、茶山は晩年まで、新宅及び塾の後継者問題に悩まされた。

最後に、茶山が当主であった時期の出来事を列挙し、当主としての心得を説いている。

茶山が当主であった時期は、記述されている内容から、安永二年(一七七三)頃～寛政五年(一七九三)頃までと推定できる。

さらに、圭二に「当主」という立場への覚悟を求め、当主がいかにかに不自由であるかを述べ、自分には、父樗平が補佐してくれる環境があったが、樗平はすでに没し、茶山自身も塾経営に専念しているという、難しい立場であることを述べている。自らの経験とともに、これから「新宅」を背負う圭二に対して、厳しくも兄としての気遣いの言葉も記しており、茶山の人となりを感じさせてくれるものとなっている。

この資料は、「新宅」の当主のあり方についての茶山の捉え方、また、新宅の人々の振る舞い等を具体的に知る事ができ、今後の茶山研究に資することができればと願う。



一 後係 亦後を 後を 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦

一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦

一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦

一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦  
 一 後 亦 後 亦 後 亦

ひつりくも母を懐く  
 一 地を曰はく一ふりあふいあわ  
 つしつふふ大掛るあれつふ  
 ねんし中 信をまき 下てこ  
 海世はひつりくあつこの道に  
 一 このあを懐くあを懐く  
 ねんしあを懐く  
 一 地を曰はく一ふりあふいあわ  
 つしつふふ大掛るあれつふ  
 ねんし中 信をまき 下てこ  
 海世はひつりくあつこの道に  
 一 このあを懐くあを懐く  
 ねんしあを懐く

一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に

一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に

一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に  
 一 地を二十六日の時代さく  
 まいしつりくあつこの道に

【注】

- 1 菅茶山(一七四八〜一七二七)は、父菅波樗平(諱は扶好)と母半の間に長兄として生まれた。幼名は百助、通称は久次郎といい、長じて通称を太中、名を晋帥とし、字は礼卿、茶山と号した。
- 2 上本庄屋菅波家は、父樗平が本庄屋菅波家の当主を譲り、別家した家。通称は「新宅」と呼ばれ、屋号は「上本庄屋」であった。
- 3 圭二(一七六八〜一八〇〇)は、菅茶山の末弟。名を晋宝、晋葆、字は信卿、通称を圭一、圭次、恥庵、三闇等と号した。
- 4 菅波樗平(一七二七〜一七九二)は、諱を扶好、通称を久助、樗平、弥生庵と号した。神辺で農業を営む高橋金右衛門金豊の子。本庄屋菅波氏の養子となり、佐藤安右衛門正弘の女半と結婚し、本庄屋菅波家を継いだ。二人の間には三男三女がいた。茶山はその長子である。
- 5 菅晋賢の子菅礼太郎の妻。岡山県鹿田村の三宅武彦の女。名は「美津枝」、通称として「光子」を使用していた。
- 6 黄葉夕陽文庫資料は、菅家に伝来した約一万点にのぼる資料群のこと。江戸時代後期〜大正に至る時期の菅家に関わる資料が収納されている。菅家より寄贈を受け、当館で整理、調査を行っている。このうち、菅茶山に関わる資料が重要な文化財「菅茶山関係資料」に指定されている。
- 7 圭二には、萬喜という娘が誕生するが、寛政九年八月に夭折した。
- 8 空商いこと。先物取引。
- 9 丸菓のこと。
- 10 茶山の母半のこと。半は備中井原の佐藤氏の女。
- 11 おたには、圭二(恥庵)の妻。沼隈山南村の桑田氏の女。
- 12 茶山の継妻。安那郡西法成村の門田伝内正峯の女。文政九年(一八二六)没。
- 13 千田河相氏の一族カ。茶山の日記に「千田瀧次」と記される。
- 14 茶山の妹チヨは、沼隈郡早戸の井上源右衛門正信に嫁いでいる。その間に生まれたのが敬である。
- 15 茶山二十六歳は、安永二年(一七七三)である。それから二十年であれば、寛政五年(一七九三)である。
- 16 「作間医」カ。茶山が、二十六歳頃に医者をはじめという意味合いと考えられる。二十六歳は安永二年(一七七三)であり、明和三年(一七六六)、明和五年(一七六八)、明和七年(一七七〇)、安永元年(一七七二)の四度の遊学を終えている。この間、古文辞学から朱子学へ転向し、医学も学んでいる。また、森鷗外『北條霞亭』で紹介されている文化十一年(一八一四)二月二十一日付け書簡で、「先生、三十年前迄は医を兼而被致候由…」とあり、三十年前は、天明四年(一七八四)である。いづれにしても三十代半ばまでは、医を営んでいたと考えられる。
- 17 尾道屋菅波家。神辺西本陣役を勤めた。菅波家の本家筋に当たる。
- 18 神辺町川南に所在する浄土真宗の寺。第六世風靈上人と親しく交わった。
- 19 菅波樗平のこと。
- 20 茶山の妹マツのことか。笠岡の胡屋浅右衛門政策に嫁ぐ。平蔵の没後、千田村庄屋の荒木市郎兵衛に再嫁した。茶山の日記「略歴日記」に寛政十二年八月八日「妹八代来」、十二日「妹八代還笠岡」の記述が見られる。
- 21 茶山の先妻。内海氏の女。
- 22 天明八年(一七八八)、茶山は弟子の藤井暮庵と宮島へ管絃祭見物に出かけている。この時、広島県の頼家を訪れ、頼山陽に初めて会っている。

- 23 圭二は、茶山が開いた塾、金粟園で学んだ後、天明二年（一七八二）に備中鴨方の西山拙斎の塾へ入門した。
- 24 寛政三年二月十八日没。六十五歳
- 25 天明二年二月十七日没。二十三歳
- 26 茶山の次弟。猶右衛門は、字を子楠、好澄、通称を猶右衛門、汝棟と号した。深津村の松岡廣八の養子となった。猶右衛門の子である長作が、圭二の後を継ぎ、新宅の当主となった。
- 27 天明六年〜七年（一七八六〜一七八七）にかけての福山藩領でおこった百姓一揆。
- 28 茶山が当主であったと考えられる期間に該当するのは、安永六年（一七七七）、安永九年（一七八〇）の遊学である。
- 29 現在の廉塾講堂がある場所は、塾に専念するため、寛政二年（一八九〇）に土地丈量と塾建物を建築した。塾の開始は翌年の寛政三年（一八九一）である。
- 30 西中条山田の豪商河相君推の邸宅松風館のこと。河相君推に預けたという一説。
- 31 この記述から、当主であった茶山の後見として、註28の茶山の遊学時は、代理として家政を担っていたと考えられる。茶山の学問への情熱を後押しし、寛政二年（一七九〇）の「土手ふしん」にも協力的であったと思われる。

# 研究ノート 渡邊南岳と菅茶山との交流についての覚書

## ～広島県立歴史博物館所蔵資料から～

久下 実

### はじめに 動機と目的

十八世紀後半から十九世紀初頭に活動した円山派の画家、渡邊南岳については、円山応挙の門下のうち、「応門の十哲」の一人に数えられ、とくに美人画に秀で、江戸に円山派を広めたことで知られる。

しかしながら、この画家は四十七歳で亡くなることから作画期が短く、作品はさほど多くないと見られる。また、この人物の生涯についての詳細な伝記は編まれておらず、既往の南岳の評伝では、江戸時代後期から明治期に編集された画伝書類の記述や、南岳の墓誌の銘文、弟子の回顧談など、彼の没後に作成されたテキストが主な根拠で、南岳の活動期の文献史料はほとんど活用されていない。結果として彼の生涯には不明な点が多い。

これらのことが南岳の画業を検討する上でも足かせとなつていているものと推察される。実際、南岳の評伝に関する先行研究は決して多くはない<sup>①</sup>。

ところで、広島県立歴史博物館には南岳と同時代を生きた漢詩人で儒学者の菅茶山に関する資料が多く所蔵されている。彼の子孫に代々受け継がれた一連の資料は当館に寄贈され、「菅茶山関係資料」として平成二十七年に国重要文化財に指定された。また当館には、菅茶山が着賛した絵画作品など

を購入資料、あるいは寄贈資料として所蔵している。これらの中には、渡邊南岳の作品も含まれるものの、これまであまり紹介される機会がないこともあり、研究者の中で情報が十分に共有されていないと思われる。

そこで、本稿では、館蔵資料のうち、重要文化財菅茶山関係資料中の渡邊南岳に関する記録や作品と、購入資料である渡邊南岳画菅茶山賛「芍薬図」について紹介しつつ、それらから読み取れる二人の交流の様子などにも迫りたい。

### 1 渡邊南岳の評伝について

前述の通り、渡邊南岳や彼の作品を紹介したまとまった伝記や作品集は存在しないようだ。近年の研究成果の中、南岳の評伝をまとめたものでは木村重圭氏「渡邊南岳について」と、杉本欣久氏「館蔵品研究」「鯉図屏風」と画家・渡邊南岳について<sup>②</sup>がある。本稿でもこれらの成果に拠りながら筆を進めるが、その前に各論を概観しておきたい。

まず先行する木村氏の論考(以下、「木村論文」という。)からみていきたい。南岳の略伝を記した最も古い画家名鑑として『画乗要略』(天保二年

(一八三二)刊)の南岳に関する記述を引用し、その後、『古画備考』(嘉永三年(一八四八))など南岳没後の江戸時代後期から明治期にかけての類書の記述を丁寧に取り、南岳に関する情報を整理した。

一方で、同時代資料にも注目しており、南岳の墓誌銘や、南岳が挿絵を担当した当時の刊行物、製作年が判明する肉筆画を紹介し、南岳の画業をたどるとともに、江戸時代に頻繁に開かれていた書画会の目録によって南岳が参加したものを紹介し彼の足跡を明らかにした。そして南岳の晩年に近い文化八年刊の『文化増補 京羽二重大全』に「四条柳馬場東 渡辺南岳」の記述があることを指摘し南岳の居住地を初めて明らかにした。また、南岳の江戸滞在を裏付ける円山応瑞の二通の書簡を紹介し、これらから南岳の江戸滞滞在時期について特定には至らないものの、文化四〇七年頃の三年間と推定した。三年という期間は『古画備考』の記述に沿ったものである。そして、寛政十年(一七九八、南岳三十二歳)から文化八年(一八一二、同四十五歳)までの事績を年代順に整理して記載した。

次に、杉本氏の論考(以下、「杉本論文」という。)を概観したい。

杉本氏は、木村論文にはなかった南岳の弟子中島来章が主宰した「南岳三十三回忌追善書画展覧会」の引き札に来章本人が寄せた文章や、当館所蔵の「祖銭会書画請帖」と題する摺物(後述)を提示するとともに、南岳が挿絵を描いた俳諧の刊行物を広く集めて年代順に一覧にまとめるなどとして、いっそう詳細な南岳の画業や足跡を明らかにしている。

杉本氏は、南岳の江戸滞滞在時期について、文化三年(一八〇六)三月には上方に滞在していること、文化元年(一八〇四)三〇五月には江戸滞滞在が確認できるとして、享和二年(一八〇二)から文化元年までと推定した。また、南

岳と上田秋成との親密な交流にも注目している。

以上の先行研究を基に、南岳の略伝をまとめると次のようになる。

- ・ 明和四年(一七四七)生まれで名は巖、字は維石、通称は小左衛門。
  - ・ まず応門十哲の源琦(一七四七〜九七)に学び、次いで応奉に師事した。
  - ・ 美人画を得意として俳諧の挿絵を多く手がけた。
  - ・ 享和二年から文化元年にかけて江戸に滞滞在し円山派を江戸に伝えた。
  - ・ とくに谷文晁一派と親密で、以後江戸で円山派が盛んになった。
  - ・ この頃交わった人物に谷文晁や酒井抱一、鋏形蕙斎、亀田鵬斎らがいる。
  - ・ 江戸での門人に、谷文晁門下の大西椿年らがいる。
  - ・ 文化三年には京都に戻った形跡がある。
  - ・ 同八年には四条柳馬場東に居住していた。ちなみに近くに呉春や松村景文、奥文鳴が住んでいたことが分かっている。
  - ・ この頃、上田秋成(一七三四〜一八〇九)と親しく交流している。
  - ・ 同十年(一八三二)正月四日に四十七歳で没し、京都双林寺に葬られた。
- ここまで見てきて、木村論文で紹介された年代不詳の円山応瑞書簡を除くと、同時代史料のうち根拠とされているものは、摺物や年代が明らかでない作品に限られ、個人の書状や日記などの記録類は用いられていない。このことはすなわち、そのような文献史料が存在していないか、文献調査が不十分で未発掘である状況を示唆している。

## 2 重要文化財菅茶山関係資料に見える南岳と茶山の交流

本稿の目的のひとつは、広島県立歴史博物館が所蔵する「重要文化財 菅

茶山関係資料」中で確認できる渡辺南岳の情報を紹介することである。そしてそれは、菅茶山と渡辺南岳が交流を持っていた事を示すものである。これまで、茶山と南岳の関係について具体的に言及されることがなかったと思われるので、この点も確認しておきたい。

菅茶山は、四十七歳になった寛政六年(二七九四)三月、妻の宣を連れて神辺を発ち、吉野の桜を愛でた後、飛鳥・奈良に遊んで四月五日に京都に入る。その後九月十三日まで、京都を拠点に多くの知人や文化人たちの詩作・飲酒の交流を深めた。その後、大坂に移動し若き日に交わった旧友たちと再会を果たし、故郷へと戻った。この半年に及ぶ旅の中、とりわけ京都で知遇を得た多くの文化人たちの中には、呉春や蠣崎波響など、その後、終生の交わりをもつ人物も多く、茶山にとつて爽りの多い旅となった。

旅行中の動向は、彼が旅行中に書き留めた三冊から成る「北上日記」に詳しい。茶山の代表的な評伝である富士川氏の『菅茶山』でもこの日記を基に記述されているが、同書では三冊目が所在不明とされており、京都での最後の一か月と大坂の様子については同書では詳しく紹介されなかった。しかし、茶山に関係する資料が広島県立歴史博物館に移され、そこで整理を進める中で「北上日記」の第三冊目を発見、平成二十一年(二〇〇九)の研究紀要で翻刻文と写真が掲載され、その存在が明らかになるとともに、記述内容が公開された。これにより、寛政六年の茶山の旅での動向がいつそう詳らかになった。実際に、「北上日記第三」にも、錚々たる人物たちの名が記されていた。

結論から述べると、南岳の名前は「北上日記」第三に登場する。九月十日の記述に「訪佐野少進、南岳、川相忠蔵(中略)皆告別也(後略)」と記される。四か月にわたった京都滞在の最後、京都を離れる直前に、茶山は世

話になった人々を訪ねて別れを告げたが、その中に南岳も記されている。もう一か所、その半月ほど前の八月二十七日の記述に「訪村上東洲、街上遇奥田南岳」と記されている。道端で偶然、奥田南岳に出会ったという。これが茶山の日記に「南岳」が記された初出であった。

ここで二つの疑問が浮上する。一つは「奥田南岳」は渡辺南岳と同一人物でよいかという疑問。もう一つは、この八月二十七日の記述からは、すでに両者には面識があったことを類推させるが、ならば初対面は何時、どこであったかという疑問である。

最初の疑問を解く上で、鍵となるのが「重要文化財菅茶山関係資料」中の「甲寅画卷」(②)に収録された絵画作品である。

「甲寅画卷」は、寛政六年(干支では甲寅)の旅で茶山が交流を持った画家たちから茶山が入手した絵画作品を中心に十四点を一つの卷子に仕立てたもので、「二十四」という整理番号とみられる墨書が朱書されている。重要文化財指定以前は「画卷二十四」とも呼ばれ、当館の過去の展示会等でもこの名称で展示されていた(③)。「北上日記」にたびたび登場する大原呑響、蠣崎波響、橘南谿、岸駒、村上東洲の他、呉春や応峯の作品も収録され、「南岳写」の落款がある「雀図」は五番目に収められている(写真1a)。南岳の「雀図」も含む冒頭からの十一作品は寛政六年に入手した一連の作品と見て差し支えない(④)。

ところで「重要文化財菅茶山関係資料」の目録では「雀図」の作者を「(渡辺)南岳」としている(⑤)。作品の落款印(写真1b)が「田巖」「維石」と読めること、「巖」が渡辺南岳の名で「維石」が字であったことから渡辺南岳と確定したものと見られる。「南岳写」の署名の筆跡も、他の渡辺南

岳の作品と比べ違和感はない。

「雀図」についていくつか述べておけば、これまでの南岳の印で「田巖」は未確認ではないか<sup>⑥</sup>。巖は名であるが「田」は「奥田」の一字ではないだろうか。そして茶山が

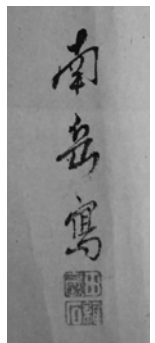
日記に「奥田南岳」と記しているのは、南岳がこの時、渡辺姓ではなく奥田姓を名乗っていたことを示唆している。このことは、先行研究では言及されておらず、注目してよいだろう。茶山は、渡辺南岳ではなく、奥田南岳として知り会ったのである。南岳の奥田姓については、後にもう少し触れたい。

では二番目の疑問はどうだろうか。八月二十七日以前にどこかで茶山は南岳と会っていたはずである。「北上日記」の第一・第二の記述を紹介する富士川氏の『菅茶山』を再度確認すると、奥田南岳という人物の記載は見当たらないが、八月五日に奥田兔毛という人名が記されていることが確認できる。やや長くなるが、この部分の記述を再録しておきたい。ちなみに同書では茶山の日記を原文ではなく書き下しで記述する一方、漢字はあえて旧字体で表記しているが、ここでは現行の新字体に改めて再録する。また、人名や語注は、引用者が適宜（ ）で補足している。

「五日、双林寺の画会に赴く。路にて春日龜弥太郎に過り（＝立ち寄り）、



上 写真1a  
渡辺南岳画「雀図」  
紙本着色(28.1cm×59.9cm)



右 写真1b  
「雀図」落款

植田与斎（＝上田秋成）と値う。さらに高桑闌更に過り、午後、寺に入りて、衆画を歴覧す。悉く記すべからず。席上、皆川翁（＝皆川淇園）字及び画を作り、衆画人、画を作る。宴飲二更に至る。蓋し雅集なり。是の会、余と予め約せし者は蠣崎波響（＝蠣崎波響）、雲卿（＝大原吞響）、織田の数子なり。始めて見たる者は皆川淇園、村上東洲、岸雅楽之介（＝岸駒）……竹亭……関山……南溪、呉月溪（＝呉春）、奥田兔毛、旧識は為岡丹岳、其の余りは皆な面生（＝見知らぬ）の人。席上、諸客に請うて余が懐挟せる袱に画かしむ<sup>⑦</sup>。」

大意は次のようである。（八月）五日、茶山は京都円山の双林寺で催された書画会に参加した。蠣崎波響、大原吞響らと事前に約束があつての参加であつた。ここでは、画家たちの作品が多く飾られてあり、参加者の一人の皆川淇園はその場で書画作品を作り、多くの画家もその場で画を描いていたという。皆川淇園、村上東洲、岸駒、関山、南溪、呉春、奥田兔毛らと初めて会つた。円山派の主要人物が並ぶ。

酒宴を伴う会で、茶山は「雅集」と絶賛した。宴の最中、茶山は懐中の袱を取り出し彼らに絵を所望したという。

「奥田兔毛」に話を戻そう。「兔毛」は柔らかな絵筆の素材であり、奥田は画家と考えられるが、これが奥田南岳なのであるか。ちなみに茶山の「北上日記」には他に奥田姓の人物は記されない。

結果を先取りすれば、「奥田兔毛」は南岳で良いと見られる。

兵庫県香美町にある大乘寺は、円山応挙とその一門が襖絵や障壁画を製作し、現在、それらが重要文化財に指定されていることで知られるが、同寺に伝わる古文書群（大乘寺文書）に円山派の画家名ら四十二名が記されている



る一点が含まれている。表題はなく「円山派名簿」という仮題で紹介されることもある(8)。作成年代は、寛政六〜七年頃と推定されている。この史料の作成目的は不明ながらも、「円山派の人脈を知ることが出来るたいへん貴重な資料」とされる(9)。「北上日記」に登場する人物名と重複も多く興味深い。ここに南岳の名もある。そして「南岳」と書かれるその右肩に「奥田兔毛」と記されており、この人物は「奥田南岳」、つまり茶山が会ったその人であることが判明する。「雀図」で「田巖」「維石」の落款印とともに「南岳写」と署名した人物が渡邊南岳と見なされるのには見だが、その人物は「奥田南岳」であり、この時期、南岳は「奥田姓」を称していたと見て良い。繰り返しになるが、今回初確認の落款印「田巖」は「奥田巖」から採用したものと解したい。

茶山と南岳の出会いをまとめると次のように推察される。寛政六年八月五日に茶山は画会で南岳と初対面を果たし、他の画家たちと同様、南岳にも画を所望した。これに応え南岳が描いたのが「雀図」であったのだろう。茶山は、この日知り合った「兔毛」と名乗る人物の画号が彼の作品(おそらくは「雀図」)から「南岳」であることを知り、以後の日記(「北上日記」第三)では「奥田兔毛」ではなく「奥田南岳」と記したのではないか。

ここで紹介した大乘寺文書「円山派名簿」は多くの研究者が目にしていないはずであるが、南岳についての言及はなされていないようだ(10)。ここに見える「南岳」が渡邊南岳を指すと強く推測されながらも、それを裏付ける史料が確認されていなかったことが背景にあったのではないかと推察される。しかし、この史料の推定年代と、茶山の「北上日記」や「甲寅画卷」の年代は近接しており、「円山派名簿」が大乘寺の作画に関与した人物を列記するもので

あったなら、南岳もまた、その一人であった可能性も指摘できよう。

次に、もう一つ、菅茶山関係資料から、文化元年の資料を紹介したい。「祖餞会書画請帖」という題を持つ二十五センチ四方の摺物である(11)(写真2)。杉本論文で紹介されたもので、改めてその概要を確認しておきたい。

福山藩の藩儒を務めていた茶山は、文化元年(二八〇四)に、在江戸の藩主阿部正精によって江戸出府を命ぜられ、その年の二月から十月まで江戸に滞在していた。この間、茶山は別に日記を付けていたようだが、その日記は残念ながら現在伝わっていないため、寛政六年の京坂での滞在時のような詳細な足取りを知ることはできない。

一方の渡邊南岳は、杉本氏が明らかにしたように、この時江戸に滞在し、谷文晁や亀田鵬齋らと親交を深めながら円山派の画風を伝えていた。

文化元年の両名をつなぐこの資料は、讃岐の画家二名が江戸滞を終えて帰郷するに当たり、江戸で親交があった人々が餞別として文化元年三月八日に書画会を企画し、それへの参加を呼びかけた案内状であった。おそらく関係者に配付され、当時江戸にいた茶山も入手したものと目される。

この摺物には、企画の発起人と「接伴」(賛同者)が列記されている。賛同者には、文化元年に茶山と親交を深めた鈴木芙蓉(徳島藩御用絵師)、谷文晁、鉤雲泉(白河藩御用絵師)らとともに渡邊南岳も名を連ねていた。

茶山は谷文晁、鈴木芙蓉とも親交が深く、この年の七月に柴野栗山邸で茶山の餞別の宴が開かれた際には、文晁と芙蓉も参加し、両名が宴の様子を描いて茶山に贈っているほどである。また、茶山は白河藩の文化人たちとも親交が深く鉤雲泉とも旧知の仲で、寛政九年(一七九七)六月には鉤雲泉は神

辺に菅茶山を訪問していた。さらに、茶山と雲泉の二人は文化元年六月に隅田川で蠣崎波響らと共に舟遊の宴を楽しんでいる。

この小さな摺物にも墨書で「百人番」と整理番号が付されており、茶山はこの案内状を旅



写真2 祖餞会書画請帖  
左下「接伴」の一人に渡辺南岳を記す。

の思い出の品として持ち帰ったと想像される。「祖餞会書画請帖」に記される面々は、茶山と交流がある者も多く、茶山がこの書画会に足を運んだ可能性に高い。すなわち、そこで寛政六年の初対面以来十年ぶりに南岳と茶山は再会を果たしていた可能性は十分に考えられるのである。ただ、現時点ではこの事実は確認できず、この点については今後の研究の進展を待ちたい。

### 3 広島県立歴史博物館所蔵の渡辺南岳作品について

ここでは渡辺南岳画菅茶山賛「芍薬図」を紹介する(写真3a)。(写真3a)。絹本着色の軸装で、本資料は購入品である。当館では平成八年の第二回収蔵資料展等で公開した。南岳の画に茶山着賛した作品は管見では本作のみであるが、実際のところ、ほとんど存在しないのではないだろうか。

画題のとおり芍薬を描く作品で、落款は「南岳」の署名と「巖之印」「維石」の印が捺される(写真3b)。よく見ると左下の葉に二羽の黄色い蝶が止まっている。茶山がこれを見逃さなかったのは、漢詩からも分かる。

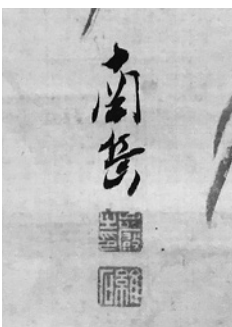
茶山の賛は「維揚三月 / 紅蕖擅春華 / 不知蝴蝶夢 / 更迷何處花」とある。五言絶句の漢詩で署名は「晋帥」。茶山の漢詩集『黄葉夕陽村舍詩』の後編第三卷に「芍薬睡蝶図」と題された漢詩があり、これと比較すると、三句目「蝴蝶」が詩集では「胡蝶」、四句目「更迷」が詩集では「更尋」となっており、字句の異同があるが、同一の漢詩である。「蝴蝶夢」は中国の思想家莊氏の有名な故事である。憶測に過ぎないが、漢詩の冒頭「維」は、茶山が南岳の字「維石」を意識して、意図的に選択したのかも知れない。『黄葉夕陽村舍詩』は、ほぼ作成年代順に漢詩が配列されており、本詩は文化八年(一八一二)冬頃とみられる。南岳が亡くなる一年と少し前、ということになる。この時、南岳は京都にいて茶山は神辺にいる。詩題が「芍薬睡蝶図」とあるので南岳の絵が先で漢詩が後とわかる。神辺にいる茶山のもとに南岳の画を届けられたと推測される。

筆者は美術については門外漢であるが、渡辺南岳と言えば一般に、俳諧の



右 写真3a  
渡辺南岳  
菅茶山賛  
「芍薬図」

下 写真3b  
「芍薬図」落款



挿絵で確認できるような軽妙な人物描写の小品のほか、美人図や鯉図に代表される繊細な筆致が特色の画家とされる。草花図では「四季草花絵巻」(東京芸術大学所蔵)が代表作とされる。それに対し、「芍薬図」は、大きな筆さばきを基調とする一方、細かな筆致がみられず、やや違和感がある。

この点に関わって、晩年の南岳について、気になる指摘がある。それは、木村論文で紹介された「晩年失明した」という川端玉章の証言と、杉本論文における、南岳は亡くなる数年前から「寄進する」という意味の「捨下的」印を用いているという指摘である。漢詩が文化八年冬の作品なので「芍薬図」はそれ以前の作画であることが確実だが、本作の筆致の背景には、そのような事情があるのかもしれない。邪推は慎まなければならぬが、仮に眼病を患っていたと考えると、細かな筆致を用いない「芍薬図」の作画期は、茶山の詩作時期と年単位の時間差を想定しなくてもよいのかも知れない。

ただし、杉本論文で提示される、版本資料にみる南岳の落款(署名)の字形の変遷に照らすと、本図の落款は文化初年頃の特徴を示している。ちなみに先述の「四季草花絵巻」の落款もほぼ同じ字形である。これらについては、今後、晩年の南岳の肉筆画を始め、年代が確定できる作例の増加を待つて検討する必要があるだろう。

## おわりに

菅茶山関係資料には茶山宛ての書簡が多く存在するが、渡辺南岳からのものはない。呉春が茶山と初対面となった日は、先述の通り南岳と同じ寛政六年八月五日であった。その後も茶山と長く交流を持った呉春に比べて、南

岳と茶山は特に親交が深かったとは言えない。現状では、菅茶山関係資料中の南岳に関する記述は、管見では「北上日記」の記述以外には知らないが、この資料群のほかの史料、例えば書簡の文面などに、南岳の名が記されている可能性はあり、今後の調査研究の進展を待ちたい。

また、本稿では寛政六年頃、渡辺南岳は奥田姓を名乗り「兎毛」と称したことを確認した。このことは、菅茶山関係資料にとどまらず、同時代の書簡などの諸記録にこのような表記があれば、それは南岳に関する記述である可能性があることを意味する。

そして、本稿で紹介した二点の南岳作品、すなわち「雀図」と「芍薬図」は、ともに年記はないものの、製作年代がほぼ特定できることを確認した。その結果、寛政六年作「雀図」は、現在確認できる南岳の肉筆画としてはおそらく最も古い作例で、南岳の基準作の一つとなり得る作品と言える。また、「芍薬図」は、落款等の検討が必要ではあるが、同じく南岳の最晩年の肉筆の作品の一つである可能性があることを指摘した。

本稿が今後の渡辺南岳の研究の進展に多少とも役立てば幸甚である。

## 【註】

1 杉本論文(参考文献6)の註2に、最近の南学研究として主なものを列記している。木村論文(参考文献2)のほかにも昭和戦前期から平成の初頭までの四本の論考があるが、作品紹介が中心であり、本稿では、杉本氏、木村氏の論考に拠った。

2 重要文化財指定時の資料番号は、菅茶山関係資料 絵画-56

3 参考文献5では「画巻二十四」として解説文とともに応募作品を掲載している。

4 「甲寅画巻」には①維明上人「雪梅図」、②呉春「花図」、③村上東洲「臥読人

物図」、④橘南谿「山水図」、⑤渡辺南岳「雀図」、⑥岸駒「人物休息図」、⑦関山「山水図」、⑧小林亀溪「墨竹図」、⑨紳斎「人物休息図」、⑩大原呑響「山水図」、⑪蠣崎波響「野鴨図」、⑫円山応挙「水面月図」、⑬山玩「山水図」、⑭玉澹「墨竹図」の順で十四作品が収録されている(参考文献8から)。これらの人物の作品中、紳斎、応挙、元玩、玉澹は「北上日記」中、確認できないが、残りの十名は寛政六年の京都で茶山が知遇を得た人物たちである。また、作品中年月日が明示されるのは、⑧亀溪の「甲寅竹酔日(寛政六年五月十三日)」と③東洲の「甲寅仲秋(同年八月)」で、いずれも茶山の京都滞在期間中である。さらに料紙を肉眼で観察したところ南岳作品を含む数点は東洲作品と同じ料紙と思われることから、年記がないながらも南岳作品などは寛政六年のものとして差し支えない。

5 参考文献7 七十八ページ。  
6 杉本論文(参考文献6)表1に版本に掲載された南岳作品と落款、印がまとめられているが、寛政期のものを含め「田巖」印は見られない。

7 参考文献3 上巻 三五六ページ。なお、富士川氏の著書では言及はないが、当館蔵の原文書の画像で引用か所を確認すると、「・・竹亭」などの「・・」は、各人物の姓について茶山が失念等で記載できなかったため、伏せ字として記号的に用いたものと解される。

8 参考文献9、八十二ページに図版掲載。この史料は、大乗寺のウェブサイト「大乗寺ミュージアム」でも大乗寺文書「書簡(2)」として公開されている(<http://museum.daijyoji.or.jp/en/arrangement/03-06/439301-2b.html>)令和四年十一月十一日最終確認。

9 参考文献9、八十二ページの解説文から。

10 註9と同じ解説文では、この史料に記載される円山派の著名な画家を記載順に

数名列記するが、原在中(史料中十三番目記載)の次に記載がある南岳(同二十一番目)には言及せず、岸駒(同二十六番目)を記す。南岳を記さなかったのは「奥田兎毛」の註記もあり、これが渡辺南岳を指すという裏付けがなかったためと推察される。ちなみに、参考文献7に掲載された表「北上日記第三」人物「覧」でも渡辺南岳は紹介されていない。同様の事情によるものである。

11 重要文化財指定時の資料番号は、菅茶山関係資料 典籍類1261  
なお、参考文献5にも図版と資料解説が掲載されている。

12 本紙寸法は、縦九八・五、横三二・八センチメートル。図版は参考文献4に掲載。

参考文献・資料

- 1 「渡辺南岳先生 四季草花絵巻」(復刻) 大正十年 巧藝社
- 2 木村重圭「渡辺南岳について」(大和文華館『大和文華』第六七号所収)一九八二年
- 3 富士川英郎『菅茶山』一九九〇年 福武書店
- 4 広島県立歴史博物館図録『第二回収蔵資料展』平成八年
- 5 広島県立歴史博物館展示図録『菅茶山の世界Ⅱ』平成十年
- 6 杉本欣久氏「館蔵品研究」(鯉図屏風)と画家・渡辺南岳について」(黒川古文化研究所紀要『古文化研究』第七号所収)平成二〇年
- 7 岡野将士 翻刻協力古文书整理ボランティア「資料紹介」北上日記第三」(『広島県立歴史博物館研究紀要』第十一号所収)平成二十二年
- 8 『広島県立歴史博物館資料目録八 重要文化財「菅茶山関係資料」指定品目録』平成二十八年
- 9 平井啓修、古田亮ほか編『円山応挙から近代京都画壇へ』二〇一九年

# 「山陽先生詩稿」訳注(二)

花本 哲志

「山陽先生詩稿」は、江戸時代後期に広島藩儒として、また能書家として知られた頼春水(二七四六〜一八一六)に始まる広島頼家に伝来したものである。形態は袋綴装大和綴で、縦二四・五センチ、横一六・五センチ、本文五十三丁で、共紙表紙である。第三丁表に朱文方印「頼氏必正楼」一顆が捺されている。批正は朱書・墨書によるもので、これにより推敲の過程を辿ることができる。欄外には墨書による注記や朱書による評語が記されており、原本を忠実に筆写したものと考えられる。

本資料には、二百一十一題、二百六十二首の詩と「皞々居記」が収録されている。山陽前半生の広島時代に作詩されたものであり、山陽青年期の詩作を知ることができる貴重な資料である。前号では、1 擬古(未詳)  
2 紀遊五首(五首)(寛政九年) 3 詠古五首(五首)(寛政九年)  
4 一谷歌(寛政九年) 5 湊川歌(寛政九年)の十三首について訳注を行った。

9年) 21 山崎(寛政九年) 22 美濃(寛政九年) 23 望岳(寛政九年) 24 題黄安仙人図(享和三年か) 25 閨情倣陸渭南(享和三年) 26 雨歇(享和三年) 27 江戸所見(寛政九年か・『頼山陽全書 詩集』は寛政六年とする) 28 赴竹原舟中作二首(二首・文化二年) 29 奉盈陪飲菅先生及家君席上分得眼字二十二韻(文化二年)の二十六首について訳注を行う。

本稿の作成にあたっては、原詩の漢字は旧字体を用い、俗字・略字になっているものも正字に改め、訓読の漢字は通行の字体を用いた。訓読の送り仮名は現代仮名遣いとした。翻刻にあたっては、推敲過程がわかるよう、原本に忠実に表記するようにし、訓読についても修正前の原案がわかるように併記している。訳文は、修正後の本文を反映させて訳出した。訳文ならびに語釈については、前号に引き続き、谷口匡氏(京都教育大学教授)に御教示をいただいた。ここに深甚なる謝意を表したい。

- 本号では、6 筑海行(寛政十年) 7 醍醐行(寛政十年)  
8 鹹塚行(二首)(寛政十年) 9 書感(寛政五年) 10 甲寅  
元日(寛政六年) 11 咏梅(寛政五年) 12 舟暁(寛政五年)  
13 舟帰広島(寛政五年) 14 明妃(寛政五年) 15 暑日遊照蓮  
寺(寛政五年) 16 石州路上(寛政八年) 17 甌坂(寛政八年)  
18 夜坐(寛政八年) 19 青楼曲(文化二年) 20 東遊路上(寛政

- 6 筑海行  
筑海颯氣連天黒  
千艘臙臙來自北  
筑海の颯氣 天に連なりて黒し  
千艘の臙臙 北より来る

笑殺碧眼蒙古兒

笑殺す 碧眼 蒙古の児

功成意氣何自得

功成り 意気何ぞ自ら得ん

嚇得趙家孤與寡

趙家の孤と寡とを嚇し得たるを

以此準擬男子國

此れを以て準じ擬す 男子の國

相模太郎膽如甕

相模太郎 膽は甕の如し

防海將士人各力

防海の將士 人各力む

君不見風伯一驅附雲濤

君見ずや 風伯一驅して雲濤に附し

不使羶血饑日本刀

羶血をして日本刀を饑さしめざりしを

(起句・朱記) 不免襲北地

北地を襲うを免さす

【語釈】

『頼山陽全書 詩集』卷三所収「読元史」、『日本樂府』所収「蒙古来」の初案。寛政十年(一七九八)の作とされる。「颶風」大暴風。「饜饠」牛皮でおおつてあり、敵船に衝突してそれを突き破る細長い軍船。「趙家孤與寡」趙は宋の王室の姓。孤は孤兒、寡は未亡人の意。南宋第四代皇帝寧宗の皇后・楊太后と五代皇帝理宗を指す。「男子國」日本のこと。日本の古名を添能基呂島(『古事記』)といい、その語源の一つにヲノコジマ(丈夫島)があり、ヲノコは「男子」とも書いた。「相模太郎」鎌倉幕府執権北条時宗。「風伯」風の神。「羶血」なまぐさい血。「羶」は羊の生肉。

【訳】

筑前の海は、暴風の時の黒雲が天に連なったようにどす黒い。千艘の船に

乗った蒙古軍が北からやって来たのだ。碧眼の蒙古人が戦果を上げ、大意になつているのを大笑いする。彼らは南宋の朝廷の幼い王と太后を嚇し、その勢いでこの男児の国(日本)にやって来たのだ。だが、相模太郎(北条時宗)は肝が据わつて甕のようにびくともせず、海岸を守る將士たちも我先にと馳せ参じた。

君は見なかつたらうか。神風が吹いて大波が敵船を呑込んでしまい、蒙古の兵の生臭い血で日本刀を汚させなかつたのを。

(起句・朱記) 北の地を襲うことを許さない。

7 醍醐行

醍醐行

晃銀燭

銀燭 晃かに

醍醐花下人如玉

醍醐の花下 人玉の如し

落紅乱点

落紅 乱点す

相公酣眠紫錦褥

相公 酣眠す 紫錦の褥

相公醉眠侍姫扶

相公酔つて眠り 侍姫は扶く

嚙語咄々驚侍人

嚙語咄々として 侍人を驚かす

夢魂飛到遼海曲

夢魂飛び到る 遼海の曲

百萬漢兵吾斬劔

百万の漢兵 吾れ斬劔す

桐幟劔標臨燕京

桐幟劔標して 燕京に臨み

佇看

佇み看る

請見素車懸左纛

見えんことを請う 素車 左纛を懸るを

凱旋何<sup>がいせん</sup>以<sup>なに</sup>勞<sup>らう</sup>諸<sup>しよ</sup>軍<sup>ぐん</sup>  
凱旋何<sup>がいせん</sup>を以<sup>もつ</sup>てか 諸<sup>しよ</sup>軍<sup>ぐん</sup>を勞<sup>ねぎら</sup>む  
欲<sup>よ</sup>嘗<sup>ちやう</sup>釀<sup>さう</sup>遼<sup>りやう</sup>瀋<sup>しん</sup>水<sup>すい</sup>鴨<sup>あひ</sup>頭<sup>づ</sup>頭<sup>づ</sup>緑<sup>りく</sup>  
當<sup>あた</sup>らんと欲<sup>ほつ</sup>す 釀<sup>じよ</sup>水<sup>すい</sup>鴨<sup>あひ</sup>頭<sup>づ</sup>頭<sup>づ</sup>緑<sup>りく</sup>

【語釈】

〔醍醐〕京都市伏見区の地名。慶長三年（二五九八）、豊臣秀吉が醍醐寺の三宝院で開いた花見の宴が知られる。この詩は、醍醐の花見を舞台に秀吉の朝鮮出兵について詠じたもの。「銀燭」美しく輝くともしび。「褥」柔らかい敷物。しとね〔相公〕大臣。ここでは関白のまま太政大臣となつた豊臣秀吉のこと。「酣眠」十分に眠る。「嚙語」寝言。うわ言。「咄々」事の意外なのに驚いて発する声。おやおや。「遼海曲」遼東湾のすみ。曲は湾曲した所。「鬪」鬪に同じ。叩き切る。「桐幟」豊臣秀吉の家紋である五七の桐をあしらつた幟旗のこと。「劔標」豊臣秀吉の馬印である千成瓢箪のこと。「燕京」北京の別称。明の都。「素車」彩色しない白木づくりの車。喪のときに使う。「左纛」古代中国で、天子の車のよこぎの左上に立てる羽毛でかざつた旗。「鴨頭」緑色。水の緑色と鴨の首の毛の色に喩える。ただし、「鴨頭緑」は朝鮮と明の国境を流れる鴨緑江をかけた表現か。

【訳】

ともし火が煌々と明るく  
あちら  
醍醐の花の下では人が玉のように美しく、紫色の錦の敷物の上には相  
こちらに花びらが落ちてゐる 公は酔つて熟睡してしまい、侍女が支えている  
公がぐつすり眠っている。おやおやと寝言を言つては供の者を驚かせて  
いる。遼東のあたりのことを夢に見ているのだろう。桐の紋の入つた幟  
旗と千成瓢箪の馬印を掲げて北京に臨み、天子の車の左に旗が懸けてあ

竹<sup>たけ</sup>んで見<sup>み</sup>てゐるのたろう

るのを天子への面会を請うている。兵たちが凱旋してきたらどうやって彼らに報いてやるのか。鴨緑江の水で釀した酒を振舞つてやるのがふさわしい。

8 誠塚行

誠塚行

(1)

猴<sup>こう</sup>類<sup>りゆう</sup>郎<sup>らう</sup>君<sup>くん</sup>何<sup>なん</sup>太<sup>た</sup>武<sup>ぶ</sup>  
猴<sup>こう</sup>類<sup>りゆう</sup>の郎<sup>らう</sup>君<sup>くん</sup> 何<sup>なん</sup>ぞ太<sup>た</sup>だ武<sup>ぶ</sup>なる  
樹<sup>じゆ</sup>下<sup>か</sup>身<sup>み</sup>を起<sup>お</sup>こすも本<sup>もと</sup>は僕<sup>ぼく</sup>豎<sup>じゆ</sup>  
樹<sup>じゆ</sup>下<sup>か</sup>身<sup>み</sup>を起<sup>お</sup>こすも本<sup>もと</sup>は僕<sup>ぼく</sup>豎<sup>じゆ</sup>  
巨<sup>きよ</sup>掌<sup>しょう</sup>能<sup>よ</sup>く天<sup>てん</sup>下<sup>か</sup>を裂<sup>さ</sup>きて来<sup>きた</sup>る  
巨<sup>きよ</sup>掌<sup>しょう</sup>能<sup>よ</sup>く天<sup>てん</sup>下<sup>か</sup>を裂<sup>さ</sup>きて来<sup>きた</sup>る  
掌<sup>しょう</sup>上<sup>じやう</sup>撫<sup>ぶ</sup>弄<sup>ろう</sup>幾<sup>いく</sup>熊<sup>ゆう</sup>虎<sup>こ</sup>  
掌<sup>しょう</sup>上<sup>じやう</sup>撫<sup>ぶ</sup>弄<sup>ろう</sup>幾<sup>いく</sup>熊<sup>ゆう</sup>虎<sup>こ</sup>  
輪<sup>りん</sup>臺<sup>たい</sup>獨<sup>ど</sup>少<sup>せう</sup>霍<sup>かく</sup>與<sup>い</sup>金<sup>きん</sup>  
輪<sup>りん</sup>臺<sup>たい</sup> 獨<sup>ど</sup>り少<sup>せう</sup>く霍<sup>かく</sup>と金<sup>きん</sup>と  
王<sup>おう</sup>侯<sup>こう</sup>己<sup>おれ</sup>に叛<sup>そむ</sup>くも 君<sup>きみ</sup>怒<sup>いか</sup>ること莫<sup>な</sup>れ  
王<sup>おう</sup>侯<sup>こう</sup>己<sup>おれ</sup>に叛<sup>そむ</sup>くも 君<sup>きみ</sup>怒<sup>いか</sup>ること莫<sup>な</sup>れ  
君<sup>くん</sup>家<sup>か</sup>封<sup>ほう</sup>建<sup>けん</sup>今<sup>いま</sup>何<sup>なん</sup>くにか在<sup>あ</sup>らん  
君<sup>くん</sup>家<sup>か</sup>封<sup>ほう</sup>建<sup>けん</sup>今<sup>いま</sup>何<sup>なん</sup>くにか在<sup>あ</sup>らん  
方<sup>ほう</sup>廣<sup>こう</sup>寺<sup>じ</sup>前<sup>ぜん</sup>一<sup>いち</sup>堆<sup>たい</sup>土<sup>ど</sup>  
方<sup>ほう</sup>廣<sup>こう</sup>寺<sup>じ</sup>前<sup>ぜん</sup>の一<sup>いち</sup>堆<sup>たい</sup>土<sup>ど</sup>

【語釈】

〔誠塚〕戦で首の代わりに切りとつた敵兵の耳を埋めた塚のこと。耳塚。「猴」さ  
る。ましら。「類」ひたい。額に同じ。「郎君」年若い貴公子、また、主家の息子を  
敬つていう語。「樹下」豊臣秀吉の初名「木下、藤吉郎」を指す。「僕豎」僕童に同  
じ。「裂天下來」天下を分割して大名を封じること。『史記』「項羽本紀」の賛に  
「天下を分裂して王侯を封じ」とある。「輪臺」漢代の西域の地名。武帝はここに屯  
田を置こうとしていたが、民を疲れさせるので取りやめた。豊臣秀吉の朝鮮出兵に

諭えるか。「霍與金」霍去病と金日磾。漢の武帝が匈奴に出兵した時の將軍と、匈奴から漢に帰化させ、後事を託した人物。有能な將軍や後継者に諭えるか。「王侯叛已」『史記』「項羽本紀」の贊に「王侯の已に叛くを怨むるは難し」とある。「方廣寺」京都市東山区にある天台宗の寺。天正十七年（一五八九）、奈良東大寺大仏を模して豊臣秀吉が創建。大仏と大仏殿は焼失し、現在は本堂・大黒天堂・大鐘樓が残る。豊臣家滅亡のきつかけとなった「国家安康」の銘を記した釣鐘で有名。門前に文祿・慶長の役の際の耳塚がある。

【訳】

猿のような顔をした若君はなんと武に長じていることか。木下の姓で身を起こしたが、本をただせば僕であった。巨大な手のひらで天下を分割したが、手のひらの上で何人の猛者をもてあそんだらうか。輪台は手に入れたが、霍去病と金日磾を欠いていた。諸侯は自分に叛いてしまったが、君は怒つてはならない。豊臣家の封建制は、今となってはどこにいつてしまったか。ただこの方廣寺の門前の塚となつて残つてゐる。

(2)

經營八表役群雄	八表を経営して 群雄を役す
身後何從見霸蹤	身後 何に従りて 霸蹤を見ん
臧塚青々一堆草	臧塚 青々たり 一堆草
獨留文祿舊提封	獨り留む 文祿の旧提封

【語釈】

〔經營八表〕天下を統治する。「八表」は八方のきわめて遠いところ。全世界。『史記』「項羽本紀」の贊に「力征を以つて天下を経営せんと欲す」とある。〔霸蹤〕覇者の功業のあと。〔提封〕諸侯の領土。封土。

【訳】

（豊臣秀吉は）天下を統一して数多の群雄を使役したが、その死後、覇道の足跡は何によつて見ることができらう。青々とした草に覆われたうず高い耳塚だけが文祿の役の封土の名残をとどめている。

9 書感

感を書す

十有三春秋

十有三の春秋

春秋去若水

春秋 去ること水の若し

何時吾志成

何れの時か 吾志成り

千古列青史

千古 青史に列せん

【語釈】

寛政五年（一七九三）の作とされる「癸丑歳偶作」（『山陽詩鈔』卷一所収）の初案。

『頼山陽全書 詩集』卷一所収。

〔春秋去若水〕「春秋」は年月。年齢。「癸丑歳偶作」では「逝者已如水」に改めてゐる。これは『論語』「子罕」第九に「子在川上曰、逝者如斯夫、不舍晝夜」（子川の上に在りて曰く、「逝く者は斯くの如き夫、晝夜を舍かず」）を踏まえたもの。



〔千古〕永遠。永久。〔青史〕歴史。歴史書。紙のなかった時代、青竹の札をあぶつて文字を記したところから言う。〔千古〕歴史。歴史書。記録。

【訳】

十三年の歲月。歲月が過ぎ去るのは水が流れていくようなものだ。何時の日にか自分の志を成し遂げ、永遠に歴史に名を残したいものだ。

10 甲寅元日

甲寅の元日

黄鳥啾々□載陽

黄鳥 啾々 日載めて陽かなり

辛盤遙祝拜東方

辛盤 遙かに祝つて東方を拝す

青霞關上春風度

青霞関上 春風度り

知向西天憶故郷

知る 西天に向かい故郷を憶うを

【語釈】

「甲寅首春作。時懷家君在東邸」(『山陽詩鈔』卷二収録)の初案。甲寅は寛政六年(二七九四)であるが、木崎好尚は寛政五年(二七九三・癸丑)の作とする(後述)。

〔(日)載陽〕『詩経』『幽風』七月に「春は載めて陽かなり」とある。原本では

「日」が脱字であるが、『山陽詩鈔』によって、「日」字を補った。〔黄鳥〕鶯

〔啾々〕鳥がなごやかに鳴くさま。〔辛盤〕五辛盤の略。五辛(辛味や臭気の強い五種の野菜。仏家では大蒜・葱・荳蔻・野蒜、道家では、葱・辣蕪・大蒜・油菜・胡荽を指す)をまぜて盤に盛ったもの。元日にこれを食べれば、五臓の気を通じ、健康を保つとされる。〔青霞関〕広島藩江戸藩邸があつた霞ヶ関のこと。

【訳】

鶯は和やかに鳴き、日の光も暖かい。正月の御馳走を前に遠く東方に向かつて礼拝している。霞ヶ関の青い空の上を春風が吹きわたり、西の空に向かつて故郷のことを思ってくれているのがわかる。

【注】この詩について、木崎好尚は『頼山陽全書 詩集』の中で次のように記している。

コノ詩、『山陽詩鈔』二八、「甲寅首春作」二作ル。而モ甲寅六年二八、春水江戸ニ在ラズ。

明年、亦然り。茲ニ「癸丑首春作」ニ改ム。

11 咏梅

梅を詠ず

風格孤高傲歲寒

風格 孤高にして 歳寒に傲り

一株 鎮

一株 鎮

枝々臨水幹龍蟠

枝々は水に臨み 幹は龍蟠る

幽堂自有松篁侶

幽堂 自ずから松篁の侶有り

休作過牆俗眼看

牆を過ぎて 俗眼の看を作す休れ

【語釈】

「詠梅」(『山陽詩鈔』卷二所収)の初案。寛政五年(二七九三・十四歳)の作とされる。〔孤高〕俗世間から離れて、ひとり自分の志を守ること。また、その様。〔歳寒〕寒さの厳しい時節。冬。〔傲〕ものともしない。〔幽堂〕静かな部屋。墳墓。〔松篁〕

松と竹。冬の寒さの中でも緑を保つことから、逆境でも節操を変えない人に喩えられる。

【訳】

その風格は、俗世間を離れて気高く、厳しい寒さをものともしていない。一株の梅の古木が池の水に臨む姿は静かな龍がうずくまっているようだ。静かな部屋にはおのずから松や竹が伴っている。だから、垣を越えて枝を伸ばし、俗人に見てもらおうなどと思わないことだ。

12 舟暁

しゅうきょう  
舟 暁

細雨篷窓客夢間

さいう 篷窓 客は夢の間

蒲帆夜過幾青山

ほはん 夜過ぐ 幾青山

水禽憂々呼人去

すいきん 憂々 人を呼びて去る

起見峯頭月一彎

おき 見 峰頭の月一彎

【語釈】

『頼山陽全書 詩集』卷一所収。

「篷窓」とまぶさの小舟の窓。「蒲帆」がまの葉で織った、舟の帆。「憂々」鶴など、鳥の鳴き声がするさま。

【訳】

霧雨が小舟の窓にかかって、旅人は寝入って夢の中におり、粗末な小舟は

幾つもの山々も過ぎ夜の中を走っていく。水鳥が私を呼ぶように鳴いて飛び去ると、起き上がって峰の上にかかる弓張月を見ている。

13 舟歸廣島

ふね ひろしま  
舟 広島に帰る

十幅春帆懸落暉

じゅうはく 春帆 落暉を懸け

海風滿吹薛蘿衣

かいふう 満ちて吹く 薛蘿の衣

柁樓指點廣洲樹

だうろう 指点す 広洲の樹

天主臺頭霞片飛

てんしゅう 台頭 霞片飛ぶ

【語釈】

『頼山陽全書 詩集』卷二所収。

「春帆」春ののどかな海に浮かんだ船。また、その帆。「落暉」沈む太陽。落日。「滿吹」『頼山陽全書 詩集』では「吹滿」に作る。「薛蘿」柁の葛と葛。またそれで織った布。粗末な服。特に、隠者の服をいう。「柁樓」和船の船体後部のやぐら。ともやぐら。「広洲」広島のこと。

【訳】

春の海に浮かんだ船の長い帆には夕陽が差し、海からの風が私の粗末な服に吹き付けてくる。舟の柁樓から広島街の樹々を指さしていると、天守閣の上には雲がかかっている。

14 賦得明妃

明妃を賦し得たり

一曲

一曲

馬上琵琶凋麗姿

馬上琵琶 麗姿凋う

辭鳳闕

鳳闕を辞し

遠离至尊馬行遲

遠く至尊を離れ 馬の行くこと遅し

風沙撲面雲鬢亂

風沙面を撲ちて 雲鬢乱るるも

毛家

毛家の

猶勝漢宮入畫時

漢宮の画に入りし時に勝る

【語釈】

『頼山陽全書』卷二所収。

〔明妃〕前漢・元邸の妃・王昭君のこと。「落暉」沈む太陽 〔至尊〕天子。天皇。

〔鳳闕〕王宮の門。また、宮城・皇居の異称。禁闕。鳳城。中国の漢代、宮門の左右にある高殿に銅製の鳳凰を飾ったことによる。〔毛家〕毛延寿(前漢時代の画家、人物を能くした。前漢の元帝は、後宮の女官を引見することが出来なかつたので、画工にその像を描かせ、それによつて選んだ。毛延寿はその時の画家の一人。女官たちは、画工に賄賂を贈つて美しく描かれることを望んだが、王昭君は賄賂を贈らなかつたので元帝に目通りする機会を逸し、匈奴に送られることになった。元帝は王昭君の容姿を見て惜しみ、初めて不審を抱き、調べたところ、画工たちの不正が発覚し、処罰されるに至つたという(『西京雜記』卷二)。

(欄外)

裂帛聲中凋麗姿

裂帛の声中 凋麗の姿

紫臺一去曷歸期

紫台 一たび去りて 曷か歸期ならん

【語釈】

〔裂帛〕帛を引き裂く音。また、そのように鋭い声。「歸期」帰る時期。帰る時。

【訳】

一曲を奏でる琵琶の音は、(王昭君の)美しくもやつれた姿を伝えている。はるか遠く宮城の門に別れを告げたが、馬の歩みは遅い。砂埃が顔を打ち、美しい鬢は乱れてはいるが、それでもなお毛氏(毛延寿)が画に描いた時よりも美しい。

(欄外・訳)

帛を引き裂くような琵琶の音の中にも悲しく麗しい姿が見える。一たび宮殿を去つてしまえば、いつ帰つてこられるのだろうか。

15 暑日遊照蓮寺

暑日 照蓮寺に遊ぶ

人間炎熱苦煩初

人間の炎熱 苦煩の初

來訪高僧林下居

來訪す 高僧林下の居

脩篔開處微涼過

脩篔開く処 微涼過ぎ

卧見閑雲浮碧虚

卧して見る 閑雲碧虚に浮かぶを

【語註】

〔暑日〕暑い日。〔照蓮寺〕〔人間〕俗人の住んでいる世界。世間。〔脩篁〕長い竹。〔微涼過〕中唐の詩人・耿湜の五言律詩「夏夜西亭即事」に「微涼 扇を待つて過ぐ」とある。〔閑雲〕ゆつたりと空に浮かぶ雲。〔碧虚〕碧空。晴れ渡った空。青空。

【訳】

俗世間の暑熱がわずらわしくなって、林の中にある高僧の家を訪れた。長い竹が伐り開かれている所から微かな涼しさがおとずれる。私は寝転んで青空にゆつたりと浮かぶ雲を覗いている。

【注】『頼山陽全書 詩集』巻二には「舟曉」「舟歸廣島」「暑日。遊照蓮寺」「明妃」の順で収録されており、この四首について、木崎好尚は次のように記している。

以上四首、幼年ノ作タルコト明徴アリ、而モソノ何レノ年ニ繫クベキカヲ知ラズ、コヽ（寛政五年）ニ附載ス。「明妃」ノ詩、「二曲琵琶」ヲ「裂帛聲中」ニ、「毛家」ヲ「當初」ニ改ム、蓋シ杏坪ノ手ニ出テシナルベシ。

16 石州路上

石州路上

雨過泉聲逾喧

雨過きて泉声 逾 喧しく

木落山骨尤瘠

木落ちて山骨 尤も瘠せたり

今朝杖底千岩

今朝 杖底の千岩は

昨日天邊寸碧

昨日 天辺の寸碧なり

【語釈】

『山陽詩鈔』巻二所収。寛政八年（一七九六）十月二十六日、山陽（十七歳）は叔父杏坪に伴われ、石見国の有福温泉（現在の島根県江津市の南西部）に赴いた。この「石州路上」と「甌坂」はその道中の作である。

〔山骨〕山の土砂が崩れ落ちて岩石の露出した所。また、その岩。〔寸碧〕少しの緑。韓愈・孟郊「城南聯句」に「遙岑（遙か遠くの峰）寸碧を出だす」（韓愈）とある。山の緑が遠くから見ると一寸ほどの小ささになることをいう。

【訳】

雨がやみ、溪谷を流れる川の水音はいよいよ大きくなり、木の葉は落ちて山肌もあらわになっている。今朝、杖を頼りに登っているこの山路は、昨日、大空の果てに小さく見えていたあの青だ。

17 甌坂

甌坂

行覚溪雲脚下生

行覚ゆ 溪雲の脚下に生ずるを

危巖夾水一橋横

危巖 水を夾んで一橋横たわる

登登峽路天將黑

登登たる 峽路 天将に黒からんとす

聞斷溪童搗紙聲

聞斷す 溪童の紙を搗く声

（批評・朱筆）

風土詩、一誦恍歷其境

風土の詩。一誦すれば恍として其の境を歴たり。

【語釈】

『山陽詩鈔』卷二所収。「甌坂」現在の島根県浜田市旭町市木の市木川沿いにある坂。越木坂とも。「危巖」険しくそびえ立つ岩。「登登」上り坂が続くさま。盧綸「山店」に「登登たる山路何れの時にか尽きん」とある。「峽路」谷あいの道。「搗紙」紙を作る工程。楮を煮て水に浸したものを棒で打つ。

【訳】

歩いていると雲が脚の下から生じているように感じ、高い岩が谷川をはさみ、そこに橋が架かっている。谷あいの長い坂道を登っていくうちに日は暮れかかっており、谷間の民家でこどもたちが紙を搗く音がとぎれがちに聞こえる。

(批評・朱筆)

土地のありさまを描いた詩である。これを一誦すれば、ぼんやりとその場所を通り過ぎていくようだ。

【注】『頼山陽全書 詩集』では「石州路上。三首」として収録され、寛政八年(二七九六)十月下旬の作としている。

18 夜坐

夜坐

一榻燈花落復生  
半榻琴書一短檠

一榻の燈花 落ちて復た生ず  
半榻の琴書 一短檠

火紅茶鼎似蟬鳴

火紅にして茶鼎蟬の鳴くに似たり

細談相對坐三更

細談 相對し 三更に座す

窓邊知有芭蕉樹

窓辺 知る 芭蕉樹の有るを

久

久しう

夜靜時間墜露聲

夜靜かにして時に聞く墜露の聲

(欄外)

一榻燈花照兩情

一榻の燈花 兩情を照らし

火紅鼎茶似蟬鳴

火紅にして鼎茶 蟬の鳴くに似たり

【語釈】

「夜坐」(『山陽詩鈔』卷二所収)の初案。寛政八年(二七九六)の作とされる。

「二榻」一つの腰かけ・寝台。『山陽詩鈔』では「二穗」に改める。「燈花」燈火の灯心の先にできる燃えかすが花の形に固まったもの。孟浩然の五言律詩「寒夜」に「夜久しくして燈花落つ」とある。「茶鼎」茶釜。「短檠」背の低い燭台。「三更」五更の第三。およそ現在の午後十一時または午前零時からの二時間をいう。子の刻。丙夜。「墜露」滴り落ちる露。『楚辭』屈原の「離騷」に「朝飲木蘭之墜露兮」(朝には木蘭の墜露を飲む)とある。

【訳】

の上の燈火は燃えかすが落ちてはまたできあがる。赤々と火が着き、茶釜の湯が沸

腰かけ半分の琴と燭台一つ。膝を突き合わせて三更(深夜)に及ぶ。

いて蟬せみの鳴くような音を立てている。 更あけていき  
窓の外を見ると、側に芭蕉せきの木があるのが分かった。夜は静しずかで、時おり露つゆが滴たる音が聞こえてくる。

(欄外)

腰かけの上の灯火とうの燃えかすが二人の心を照らしている。赤々と火が着き、茶釜ちやの湯ゆが沸わいて、蟬せみの鳴くような音を立てている。

19 青樓曲

青樓曲せいろうきよく

曉日秋風十二欄ぎょうじつ しゅうふう じゅうにらん

鴛鴦衾裏暖猶殘えんおうきんにり だん 猶残る

知是朝來多霜氣し 是れ朝來 霜氣多く

阿郎歸路不禁寒あろう 歸路 寒きに禁えざるを

【語註】

〔曉日〕朝の太陽。〔十二欄〕十二層の欄干。初唐の詩人・駱賓王の七言古詩「帝京篇」(『唐詩選』卷二)所収に「大道の青樓 十二重」とあり、女性の住む美しい樓閣を形容した語であろう。〔青樓曲〕盛唐の詩人王昌齡(六九八〜七五七)に同名の七言絶句二首があり、そのうち一首が『唐詩選』に収められている。青樓は、高貴な人や美女の住む家。妓樓。昔、中国で青漆を塗ったところからいう。〔鴛鴦衾〕夫婦や男女が共に寝る布団。〔霜氣〕肌を刺す冷氣。

【注】この詩は『頼山陽全書 詩集』巻四に文化二年(一八〇五)の作として収録されている。

【訳】

朝日が差し、秋風が吹き付ける十二層の手すり。男女が眠っていた布団の中はまだ暖かさが残っている。朝の冷氣は厳しく、旦那は朝歸りの道すがらさぞ寒い事だろう。

20 東遊路上

東遊路上とうゆうろじょう

書劍青年始辭家しよけん 青年 始めて家を辞し

山陽風色接京華さんよう 風色 京華に接す

旗亭處々呼人醉きてい 処々に人の酔を呼び

一路春風野菜花いちろ 春風 野の菜花

【語註】

〔書劍〕書物と劍。むかしの文人が常に携帯したもの。〔風色〕眺め。景色。風景。〔旗亭〕酒場。中国で酒旗とよぶ旗を立て目印としたことによる。  
【注】この詩は『頼山陽全書 詩集』巻二に「入撰」の題で収録されており、寛政九年(一七九七)三月二十三日の作とされている。

(欄外・朱批)

趙閑々太平有

趙閑々の「太平象有り」。

象邨々

邨々の酒」。

此句

此の句に譲るに似たり。

尋常語、使人憶曾遊

尋常の語。人をして曾ての遊を憶わしむ。

不嗟時訥(病か)

時病に嗟せず。

【語注】「閑々」金の詩人・趙秉文(二二五九〜二三三〇)の号。

【訳】

書物と剣を持つて青年はじめて家に別れを告げ、山陽道の風景や華やかな京の街の賑わいに接している。ここかしこの酒場は酔った人々で賑わい、路上には春風が吹いて、野には菜の花が咲いている。

(欄外・朱批)

趙秉文(金の詩人、号は閑閑居士)の「太平象有り邨々の酒」(太平に定ま

たすがたがあるとすれば、村々の酒だ)。「春游四首」其の四)の句は、(山陽の)この句に一步譲っている。尋常の語であり、人にかつてそこに遊んだことを思い起こさせる。時代の弊害に墮していない。

21 山崎

山崎

猿面將軍蓋世豪

猿面の將軍 蓋し世豪

素衣問罪班旌旄

素衣 罪を問い 旌旄を班つ

不須三老勞迎説

須いず 三老の迎説を勞するを

英慨由来優漢高

英慨由来 漢高に優る

【語注】

「山崎」京都府乙訓郡大山崎町と大阪府三島郡島本町にまたがる一帯の古称。天正十年(二五八二)、山崎の戦で豊臣秀吉が明智光秀を破り、天下統一の基礎を作った。「素衣」白色の喪服。織田信長の死後、その喪儀は秀吉の手で行われたので、このように言う。「問罪」罪を糾弾する。ここでは本能寺の変で信長を滅した光秀を討伐すること。「旌旄」旗竿のさきに旄という旗飾りをつけ、これに鳥の羽などを垂らした旗。軍中において指揮に用いる。「三老」中国古代に県や郷に置かれた、教化をつかさどる官。ここでは秦末の農民陳勝が三老たちにおだてられて王になったこと(『史記』「陳勝世家」)を踏まえる。

【注】この詩は『頼山陽全書 詩集』巻二に寛政九年三月二十五日の作として収録されている。

【訳】

猿に似た風貌の將軍(豊臣秀吉)は、思うに天下に名だたる豪傑である。喪服を着て敵の罪を問い、軍旗を分け与えて戦陣を指揮した。三老たちの追従を俟つまでもなく、その英雄としての気概はもともと漢の高祖(劉邦)にも勝つてゐる。

22 美濃

美濃みの

稍せう 地勢漸開變土風  
 烟消大野夕陽紅  
 獨彈孤劍看東北  
 満目雲山接越中

稍せう 地勢漸開ちせいしやうかいへん 土風どふう 變へん 土風どふう 變へん 土風どふう 變へん  
 煙けむり 消き 大野たいや 夕陽せきやう 紅くれなゐ なり  
 獨ひと 彈こけん 孤劍を弾 看だん 東北とうほく を看み れば  
 満目まんもく 雲山うんざん 接えつちゆう 越中せつ に接せつ す

【語註】

『頼山陽全書 詩集』卷三所収「美濃」の初案。寛政九年三月二十八日の作とされ  
ており、起句の「地勢」が「地物」に改められている。

〔土風〕その地方の風俗・風習。〔大野〕広大な野原。〔満目〕見たすかぎり。〔彈  
孤劍〕一振りの劍をたたく。『史記』「孟嘗君列伝」に「馮先生甚だ貧しく、猶お一  
劍あるのみ。……。其の劍を弾じて歌いて曰く、長鋏歸來らんか。食らうに魚無し、  
と。……」とある馮驩の故事に基づき、貧しい士が富や地位を求めることをいう。

【訳】

地勢が次第に開け、風俗が変わってきた。靄が晴れて、大きな平野に真っ  
赤な夕陽が落ちている。一人この一振りの劍をたたいて東北の方を見れば、  
見渡すかぎり、雲のかかった高い山々が越中の国に接している。

23 望岳

岳を望むがくのぞ

狂波撼地々掀翻  
 昔日腥羶侵相武  
 鎮壓長憑此岳存  
 天挑茲岳代籬藩  
 一杖會當 絶  
 吾將杖屐凌其項(頂)  
 看海如

狂波きやうは 撼うご 地ち 々うご 掀翻きんぱん  
 昔せき 日じつ 腥羶せいせん 侵お 相武そうぶ  
 鎮ちん 壓あつ 長なが 憑たの 此この 岳がく の存ぞん するに  
 天てん 挑こ 茲か 岳がく を挑か げて 籬藩りはん に代か う  
 一杖いちじやう 會かな 當ら に絶頂ぜつちやう  
 吾われ 將まさ に杖屐じやうき して其そ の頂いた を凌た ぐんと  
 看み 海うみ 如ごと

俯ふ 見み 東洋とうやう 大だい 若じやく 盆ぼん  
 俯ふ して見み ん 東洋とうやう 大だい なること盆ぼん の若じやく きを

【語註】

『頼山陽全書 詩集』卷二に収録されている。寛政九年（一七九七）四月、江戸遊学  
中の作とされる。

〔掀翻〕高くもちあがり、ひるがえること。〔腥羶〕なまぐさいこと。ここでは源氏  
と北条氏による血なまぐさい争いを指すか。〔相武〕相州と武州。〔籬藩〕藩籬・藩  
屏に同じ。垣根。垣。防備のための囲い。守護するもの。特に、王家を守護するも  
の。

【訳】

狂ったように襲いかかる波が地を揺らして、地が持ち上がり、暴乱の平定は長い間この岳  
かつて血腥さが相模と武蔵に深く入り込み、天はこの岳（富士山）を地か



(富士山)の存在に頼ってきた。 一本の杖を突いてきつと

らぼじくり出して囲いに代えた。私はこれから杖を突いて歩いてその頂上に立ち、大きな盆はちのような太平洋を見たいものだ。

24 題黃安仙人圖 黃安仙人図に題す

一萬五千餘歲間 一万五千余歳の間  
敗家亡國幾傍觀 家を敗り 国をこつ 幾傍觀  
九重之席三臺坐 九重の席も 三台の坐も  
不若黃安龜背安 黃安の龜背の安きに若かず

【語註】

〔敗家亡國〕家や国を亡ぼす。『孟子』離婁上に「不仁にして与に言うべくんば則ち何ぞ国を亡ぼし、家を敗ること之有らんや」とある。〔九重〕天子。〔三台坐〕三公の地位の意。三公は、大尉・司徒・司空。『後漢書』劉玄伝の註に「三公は天に在つては三台たり」とある。〔黃安〕中国前漢の武帝時代(前二四〇〜前八七)の仙人。三尺の龜の背に乗っており、その龜は二千年に一度首を出すといひ、黃安はそれを五回見たといふ(『洞冥記』)。

【訳】

一万五千年余りの歳月の間、敗亡した家や国をどれほどそばで見てきただろうか。天子の席も三公の座も黃安仙人が乗る龜の背中の安らかさには及ぶまい。

【注】この詩は、『頼山陽全書 詩集』卷三に収録されており、享和三年(二八〇三)の作とされる。

25 閨情倣陸渭南

閨情。陸渭南に倣う

繡罷蛾眉重於山 繡し罷りて 蛾眉山より重く  
亂雲不收雙髻鬢 亂雲 収まらず 双髻鬢  
斜倚薰爐坐至晚 斜めに薰爐に倚り 坐して晩に至り  
聞盡遠鐘逗花間 聞き尽くす 遠鐘 花間に逗まるを  
脈ゆ々ゆ芳心向誰語 脈々たる 芳心 誰に向かいて語らん  
勾欄獨有新月觀 勾欄 独り新月の觀有り  
亡頼膝上小狸奴 亡頼 膝上の小狸奴  
梅花窗前呼匹忬 梅花窓前に匹を呼びて去る

(朱書)六如遺響

六如の遺響なり。

【語註】

『頼山陽全書 詩集』卷三所収「閨情倣陸渭南」の初案。享和三年の作とされる。〔閨情〕思ふ人待つ女性の思ひを詠じる。(陸渭南)中国南宋の文人陸游(二二五〜二二〇)。陸游は山陰(浙江省)の人で、字は務観。放翁と号した。南宋第一の詩人として、北宋の蘇東坡(蘇軾)と並び称される。著作に「劍南詩稿」「放翁詞」「渭南文集」などがある。〔蛾眉重於山〕臉が重く、眠くなることを言うか。宋の僧有規の詩に「書を読みて已に覚ゆ 眉稜重きを」とある。〔亂雲〕女性

の乱れた髪のの喩え。「髻もと」束ねて輪にした髪。「斜倚しゃい」身をもたせかける。白居易「後宮詞」に「紅顔未だ老いざるに恩先まず断え 斜くめに薰籠くんろうに倚りて坐して明に至る」とある。「薰爐くんろ」香炉。「脈い」この句、『詩集』では「脈脈芳心向誰語」に作るので、「ヒ」は「々」の誤りであろう。「脈脈」は思いを胸に秘めるさま。「芳心ほうしん」美人の心。「勾欄こうらん」手すり。妓楼。「小狸奴せうりぬ」猫の雅称。陸游の「贈猫」に、「塩を裏うみて迎え得たり 小狸奴」とある。「亡頼むつら」無頼に同じ。ものを憎みののしる語。

【訳】

化粧して美しい眉を引き終わると、その眉は山よりも重く、二つ並んだ丸まげは乱れておさまりがつかない。香炉に凭れて座っているうちに晩まになり、遠くから聞こえる鐘の音が花のあたりにとどまっているのに聞き入っている。

胸に秘めた美人の思いを誰に向かつて語るのか。手すりからは新月だけが中を伺うように空にあるのが見える。膝の上の猫め、おまえも梅の花が咲く窓辺に連れ合いを呼んで去っていくのか。

(朱書)六如(明代中期の文人で、画家として有名な唐寅(一四七〇～一五三三)の号)が遺した詩の趣に通じる。

26 雨歌

雨歌む

窓前雨聲歌

窓前そうぜん 雨声うせい 歌か 目

初日在櫛間

初日しよじつ 櫛間びかん に在あ り

高士春眠覺

高士こうし 春眠覺しゆんみんさ

開軒見遠山

軒まどを開ひらきて 遠山えんざんを見みる

【語注】

「櫛」のき。ひさし。「春眠」春の夜の快い眠り。春の眠り。

【訳】

窓の前では雨がやみ、庇ひさしのあたりに朝日が見える。高潔な隠士は春の心地よい眠りから目覚め、窓を開けて遠くのを眺めている。

【注】24・25・26は、いずれも『頼山陽全書 詩集』巻三に享和三年(一八〇三)、二十四歳の作として収録されている。

27 江戸所見

江戸所見

満街盡着鬪氈衣

満街まんがい 尽ごとく着ちやくす 鬪氈けいせんの衣

四十八團半出旗

四十八團しじゅうはちだん 半なかば旗はたを出いだす

萬衆傳呼郎騎至

萬衆ばんしゆう 伝つたえ呼よべば 郎騎ろうきして至いたり

反簷一笠破群飛

左簷さえん 一笠いちりゆう 群むれを破やぶつて飛とぶ

【語注】

「四十八團」江戸時代の町方の消防組織「いろは四十八組」のこと。「鬪氈衣」火事装束として用いられていた革羽織のこと。鬪氈は毛織物。「旗」旗に同じ。「萬衆」

多くの人。有衆。衆庶。「反簷」「左」の誤写か。「詩集」は「左」に作る。「笠」  
火事装束として用いられていた陣笠を指すか。

【注】この詩は『頼山陽全書 詩集』巻二では「春夜家君為仲父大人説江戸防火状  
態。某侍聴。詩以記之」の題で寛政六年（一七九四）作として収録。その注には、  
「『山陽詩鈔』二八「江戸所見」ト改題シ、江戸游学中ノ作ニ列セリ。」とあるが、  
現行の『山陽詩鈔』にはこの詩は見えない。

【訳】

街中至る所で革羽織をまとい、四十八組の内、半分は旗を掲げている。  
人々が触れ回ると、男たちは馬に乗って駆け付け、左の庇あたりで陣笠をか  
ぶった一人が群れの中から跳び上がった。

28 赴竹原舟中作二首

竹原たけはらに赴おもむく舟中しゅうちゅうの作さく、二首にしゆ

(1)

波聲喧枕底 波聲はせい 枕底ちんせいに喧かまひしく  
舟子夜相呼 舟子しゅうし 夜相呼よるあいよぶ  
獨掲篷窗望 ひとり 篷窓ほうそうを掲かかげて望のぞめば  
江天落月孤 江天こうてん 落月孤らくげつこなり

【語注】

「舟子」船頭。水夫。「篷窓」とまぶきの小舟の窓。「江天」川に接し、その上にひろ

がつている空。

【訳】

枕の下では波の音が喧しく、船頭たちは夜の間に、大きな声で呼び合ってい  
る。一人とまぶきの小舟の窓から篷を上げて遠くを望むと、空には西に傾く  
月がぼつんと二つ見える。

(2)

數尺船窗裡 數尺すうしゃく 船窓せんそうの裡うち  
青山次第生 青山せいざん 次第しだいに生しょうず  
頻呼三老去 頻しきりに三老さんろうを呼よびて去さり  
指點問山名 指點してんして山やまの名なを問とう

【語注】

「青山」樹木が青々と茂っている山。「指點」指でさし示すこと。指示すること。

【訳】

数尺ある船窓からは、青々と樹木が茂った山が次々と見えてきた。しき  
りに長老たちに声をかけ、指さしては山の名を問うている。

【注】この詩は、『頼山陽全書 詩集』巻四に文化二年（一八〇五）八月二十六日の  
作として収録されている。

29 奉盈楼陪飲菅先生及家君。席上分得眼字。二十二韻。

奉盈楼にて菅先生及家君に陪飲す。席上眼字を分ち得たり。  
二十二韻。

木氏家累千金産  
千槽釀酒甚醜  
新築高樓對囓唾  
樓頭會客頻折簡  
琥珀光溢紅螺瓊  
棘鬣之魚厨人弗  
滿樓賓客相見筦  
逸趣真如鷺鳥獲  
今日會此一時撰  
劣才豈如群羊羸  
後備高人其目□  
矍鑠之容毳兮僊  
吁我父子如車轆  
病骨日隆詩骨剗  
險韵至手不容揀  
燈下苦吟摩病眼  
此行禁憫  
宿好譬之苦負軼

木氏の家累 千金の産  
千槽の釀酒 酒甚醜  
新築の高樓を築いて囓唾に對し  
樓頭 客を會して 頻りに簡を折る  
琥珀の光溢つ 紅螺の瓊  
棘鬣の魚 厨人の弗  
滿樓の賓客 相見の筦  
逸趣 真に鷺鳥の獲なるが如し  
今日 此に會するは一時の撰  
劣才 豈に群羊の羸がるに如からんや  
(未詳)  
矍鑠の容 毳にして僊  
吁 我が父子車轆の如し  
病骨 日に隆く 詩骨は剗たり  
險韻 手に至り 揀ぶ容からず  
燈下の苦吟 病眼を摩す  
此の行 憫宿の好を禁すれば  
之を負軼に苦しむに譬う

醉語不倫奚須報  
邂逅相逢樂何限  
歸輿將涉山峻々  
衰柳願煩諸君縮  
醉語 不倫にして 奚んぞ報するを須いん。  
邂逅 相逢うて 樂しみ 何の限りぞ  
歸輿 將に涉らんとして 山峻々  
衰柳 願わくは 諸君の縮を煩わさん

(欄外)

当日情境一々在  
目、近日詩大声  
壯語、少此實際  
当日の状況一々目に在り。  
近日の詩、大声壯語  
此の實際、少なし。

【語注】

「席上分得眼字」その場で韻字を分け合つて「眼」の字を得た、の意。詩の韻字を割り当てられ、「眼」の字及びそれと同じ韻目(平水韻で上声十五漕)に属する字を用いて作詩することを言う。「木氏」竹原の商人正木氏。「家累」家にある財産。「酸」さかずき。小さな杯。甚酸の「甚」は数や量が多いの意か。「囓唾」「囓唾」に同じ。山の屈曲しているさま。「折簡」紙を切つて手紙を書く。ここは漢詩を作つて書くことを指す。「紅螺」あかにしの貝殻で作つたさかずき。転じて、さかずき。「矍」小さい玉製のさかずき。「鷺鳥」詩集には「鷺」とするが「鷺」の誤写であろう。「鷺鳥」は突き刺す道具。「鷺鳥」詩集には「鷺」とするが「鷺」の誤写であろう。「鷺鳥」は猛々しい鳥。荒い鳥。「獲」はやく飛ぶさま。「撰」天地自然の法則。「詩骨」正しくは「瑟兮僊」。外貌は威厳があり、内心はゆつたりしているさま。「詩経」衛風・淇奥に衛の武公の徳をほめて「瑟たり僊たり」とある。「車轆」ねぐるま。寝台車。「軼車」というべきところを押韻の関係で転倒したもの。「剗」削る。平らにする。

〔險韻〕その韻に含まれる字が少なくて、それを用いて漢詩をつくるのがむずかしい韻目。難韻。上声十五漕もその一つ。〔揀〕選ぶ。より分けて選び出す。〔欄〕樂しむ。「負蟻」重い物を背負うこと。『論語』郷党篇に「負版の者に式す」とあり、「負版」で戸籍台帳を背負う意であるが、柳宗元の「蟻蟻伝」は、重い物を好んで背負う虫を蟻蟻と呼んでいる。『詩集』は「蟻」を「蝦」に改めているが、韻が合わない。〔醉語〕醉言。酔った上でのたわむれ。酔っているようなたわむれのことば。〔賤〕賤に同じ。山の険しいさま。〔箱〕曲げて輪にするのが原義だが、ここでは旅立つ人に柳を手折って渡す動作を指すか。

【訳】

正木氏の家産は巨万の富。千を数える樽で醸される酒はどれほどの杯数になることか。新築された奉盈楼は屈曲した山に面し、楼の上では客が集まって小さな紙に頻りに何か書いている。杯の中は琥珀色の酒で満ちており、厨房では料理人が鯛を串焼きにしている。楼に集まった大勢の賓客は向かい合って笛の音を聴き、世俗を脱した趣は、まさに猛々しい鳥が飛ぶかのようである。

今日ここに参集しているのはひと時の偶然だが、私のような劣才は羊の群れにも及ばない。(未詳)

ああ、私たち父子は寝車に乗っているようなものだ。病は進み、詩の風格も無いようなもの。難しい韻に当って、語を選ぶ余地がなく、灯の下で疲れた目をこすりながら苦吟している。

今回の旅行はゆつたりと楽しむことができず、重い物を背負う苦しみに

も似ているが、酒に酔った言葉はなかなか他にないもので、恥じることはない。思いがけない出会いの楽しみにどうして限りがあるうか。帰りの駕籠はこれから険しい山を越えることになるが、願わくは、皆さんには枯れかけた柳を手折って見送っていただきたいものだ。

(欄外)

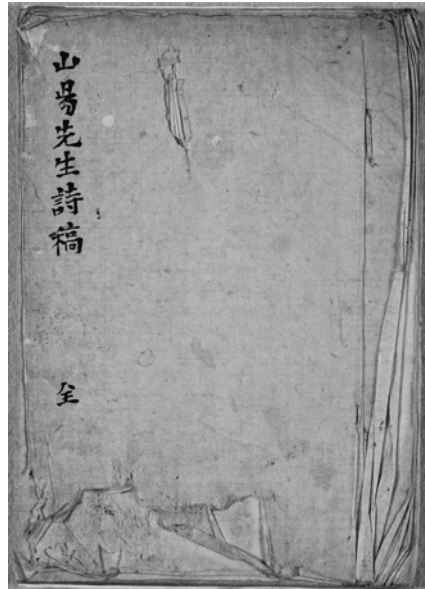
当日の情景は、その一つ一つが今も目に浮かんでくる。最近の詩は大言壮語であり、このような事実の描写が少ない。

【注】この詩は、『頼山陽全書 詩集』巻四に文化二年(一八〇五)九月二十一日の作として収録されている。『頼山陽全書 全伝 上巻』文化二年九月二十日に「茶山等と共に、正木家を訪ひ、席上「奉盈楼記」、及び七古の作あり」とある。

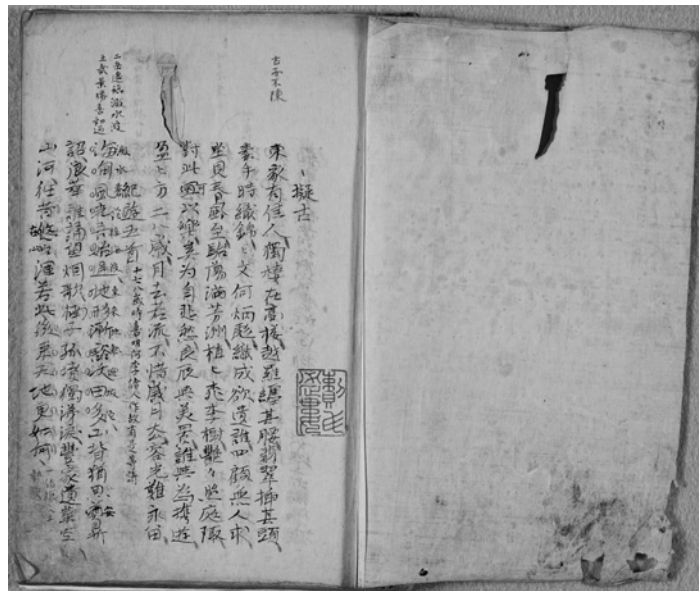
【お詫びと訂正】

前号(『研究紀要』第24号)掲載の「山陽先生詩稿 訳注(二)」の本文中に左記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

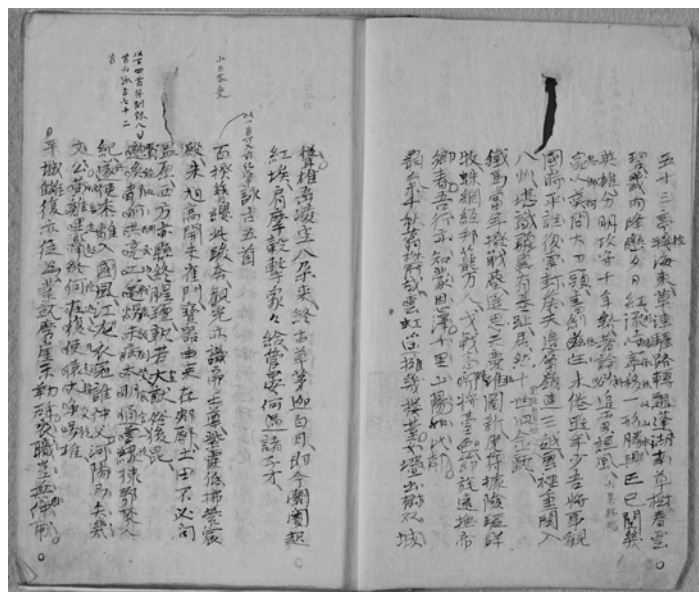
○P 118	下段11行目	妖氣	↓	妖氣
○P 118	下段8行目	黒波を蹴り	↓	黒波を蹴踏して
		妖氣		



巻頭



1



2

芙蓉猶在春艸穠。... 時不憶漢金縷。... 向旌披拂九重雲。... 國詩諱皇料尾將軍。... 漢皇前手誰得報元勳。... 天王可紅紫。... 掛之首攝之尾。...

3

免在血綉難披。... 行半語。... 東海大魚。... 滄云十餘州。... 若值因下論。... 楊柳青。... 君不見十年後。... 已矣。...

4

何種即君何太武。... 未第。... 經管八。... 潮風青。... 十有三春。... 萬鳥啼。... 風搖孤。... 任休。...

5

去起見年頭月一變  
舟揚處  
 十篇春風殘暖海風滿吹落雜衣杖屨指點蘆洲  
解風  
 馬正狂風雨散途遠  
解風  
 風吹撲面更驚  
暑日遊  
 人間炎熱苦煩初來訪高僧林下居僧室製屐微涼  
 區即是對雲浮瑞霞

石州路工  
 不遠與舟道宮水落山曾尤飛今朝放意十岩昨日  
 天定亦驚  
 行實溪邊脚下生危象衣水一橋橫雲公吹給天行  
 為開斷後手獨網聲

一船曾先此  
 情火口水

6

昨日秋風十二欄  
東莊路工  
 山陽原色接東莊  
 路春風野棠花  
 地勢漸開鑿石風烟湧大野夕陽紅燭草孤劍為朱

北滿目雲山接越中  
 題查安仙人圖  
 一萬三千餘歲開收交已開發信親衣重之席三  
 些不苦甚英兔奇說  
 閣情依信開  
 補羅鐵扇重以此亂雲不收塵氣靜倚道邊坐至眼  
 同盡塵羅遠夜聞歌亡芳心向誰語句獨有新月

7

觀巨嶺騰上小艇  
 心湖兩聲  
 江戶所見  
 新著者  
 三言層一豈破路飛  
 到舟原舟中作二首  
 波聲嘯吼風舟子  
 放只船老裡青山次弟生頻呼三老去病惡向山  
 本盡樓塔級管先生及蒙君席上分得暇年二

十二韻  
 木公蒙聖年金產千樽釀酒已甚微給蘇葛榻對睡  
 曉樓頭會客折箭玲瓏先滙紅螺我搜拳之思厨  
 人東滿校賞客相身安遠趣真如格寫歌今日會此  
 一時思方十官如祥羊展後備萬人其同摩錄之答  
 手不查揮燈下苦吟序病眼此行世面若好磨若苦  
 負喉階話不倫英國撰直相達幾何限局與粉涉  
 山波急聚柳頭隨繞船  
 甲子孫即日

8



# 当館所蔵の木之庄焼窯跡表採資料について

尾崎 光伸

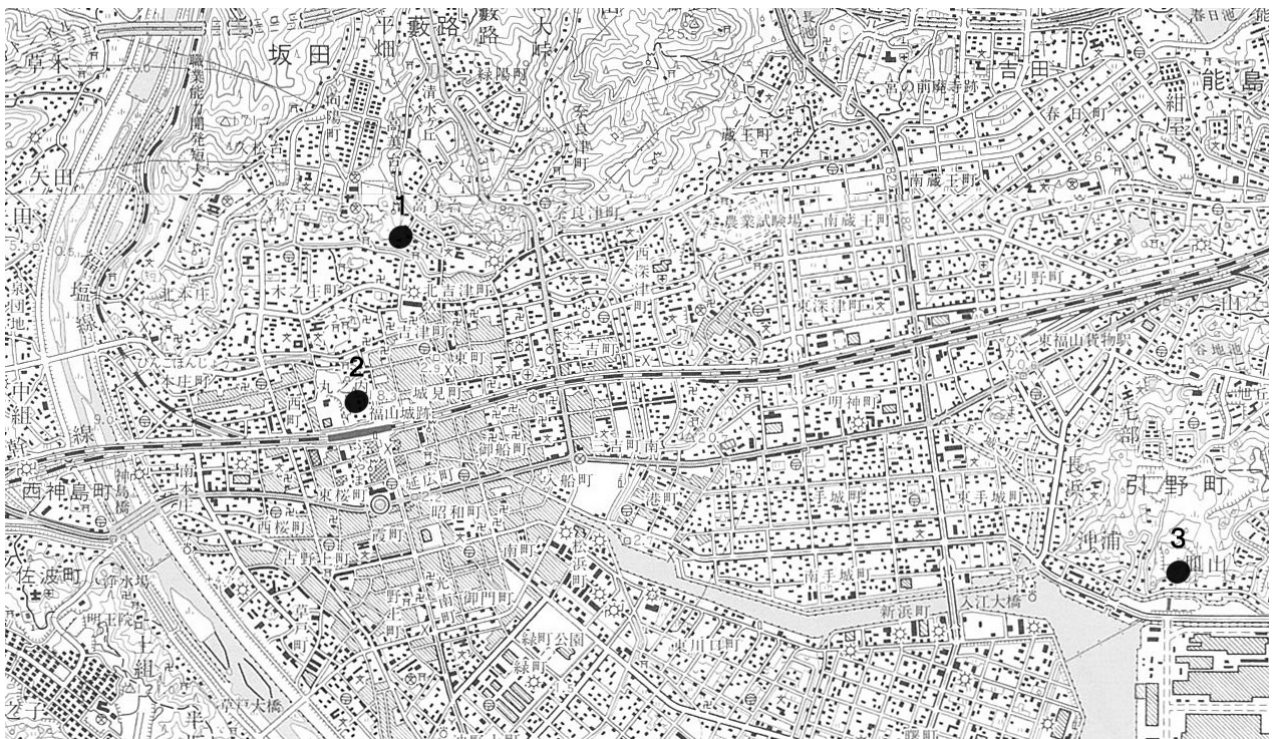
## はじめに

木之庄焼は、19世紀前半頃、現在の広島県福山市木之庄町と北吉津町にあった窯で生産された陶磁器である。窯跡周辺は宅地化が進み、現在では窯跡の位置を特定することは困難だが、昭和45年(1970)には発掘調査が行われ、報告書も刊行されている。しかし、近世陶磁器窯跡の発掘調査や調査研究がさほど進んでいない頃のものでもあり、その内容は現在の研究状況から見ると決して十分なものとは言えない。そのためか、木之庄焼窯跡でどのような器が生産されたのかあまり取り上げられることがなく、その歴史的な意義についての考察も十分とは言えない状況である。

そこで、本稿では、当館が所蔵する木之庄焼窯跡からの表採資料について報告する中で、木之庄焼の実態の一部を紹介し、19世紀前半の福山藩内の陶磁器生産の様相について、若干の考察を加えてみたい。

## 1 木之庄焼を巡る研究史

木之庄焼の研究は、保命酒徳利の研究が中心となって進められてきた。保命酒は、江戸時代に鞆(現在の福山市鞆町)で生産、販売されていた薬酒で、その容器は、当初は備前焼が使用されていた



第1図 木之庄焼窯跡位置図 (1:50,000)

1 木之庄焼窯跡      2 福山城本丸      3 岩谷焼皿山窯跡

が、19世紀前半に福山藩の国産奨励策に伴っていくつかの窯が成立し、藩内で保命酒徳利を生産する体制が確立した。木之庄焼窯跡は、こうした窯の一つとして位置付けられ、研究が進められてきた。

保命酒徳利に焦点を当てた研究は、昭和12年(1937)の桑田勝三氏の論考<sup>(1)</sup>に見られる。この論文の中で、桑田氏は『中村家日記』の記述を引用しながら、慶応～明治20年頃まで操業された「靱皿山」以前の状況として、当時、備後南部にあった「府中皿山」(同論文の別箇所では「土生窯」)、「洞仙焼窯」,「木之庄皿山」,「岩谷皿山」の4か所の窯を取上げている。この中で、「木之庄皿山」については、中村家所蔵史料から天保10年(1839)の記事に「木之庄焼」<sup>(2)</sup>という名称が見えることや、「木之庄皿山」の築窯年代について、「府中土生の皿山よりは後れ岩谷皿山より早く築窯された」とし、安政2年(1855)に「福山藩砲術師の前田藤九郎が砲を鑄た鑄物場となって廃窯された」ことを紹介している。また、製品については「陶器許りで磁器はなく、窯趾からは伊部まがひの名酒徳利」を採集したことが記されている。桑田氏が「府中皿山」から「木之庄皿山」,「岩谷皿山」へと変遷したと考えた根拠は示されていないが、廃窯に至る経緯や、製品についての情報が整理されており、その後の研究の基礎となった。

桑田氏の研究をさらに深化させたのは、村上正名氏である。村上氏は、木之庄焼窯跡で採集される陶片から、「菊型の押し文を張りつけたかめの類から、こねばち、すりばち、つぼなど」の日常雑器が中心であること、素焼きで備前に似てよく焼きしまっていること、釉薬は、「鉄ゆう(釉)あめぐすり」のものが多く見られること、「赤い胎土に白土をぬった白撫角徳利の破片」が出土していることを指摘<sup>(3)</sup>し、徳利以外の日常雑器が生産されていたことを明らかにした。また、桑田氏が不明とした開窯時期については、『中村家文書』の記述から、天保初年頃(天保年間は1830～44)と推測した。

その後、村上氏は木之庄焼窯跡の発掘調査にも携わっている<sup>(4)</sup>。昭和45年(1970)、宅地開発に伴う発掘調査では、連房式登窯と見られる遺構や灰原が確認されているが、限られた期間で行われたトレンチ調査のため、詳細は不明な点が多い。ただ、代表的な器種の実測図が掲載されており、木之庄焼の実態をうかがい知ることができ、貴重な成果として注目される<sup>(5)</sup>。

また、村上氏は、『世界陶磁全集』<sup>(6)</sup>や『日本やきもの集成』<sup>(7)</sup>などでも、徳利を中心に木之庄焼について紹介しており、木之庄焼の名を広めた。

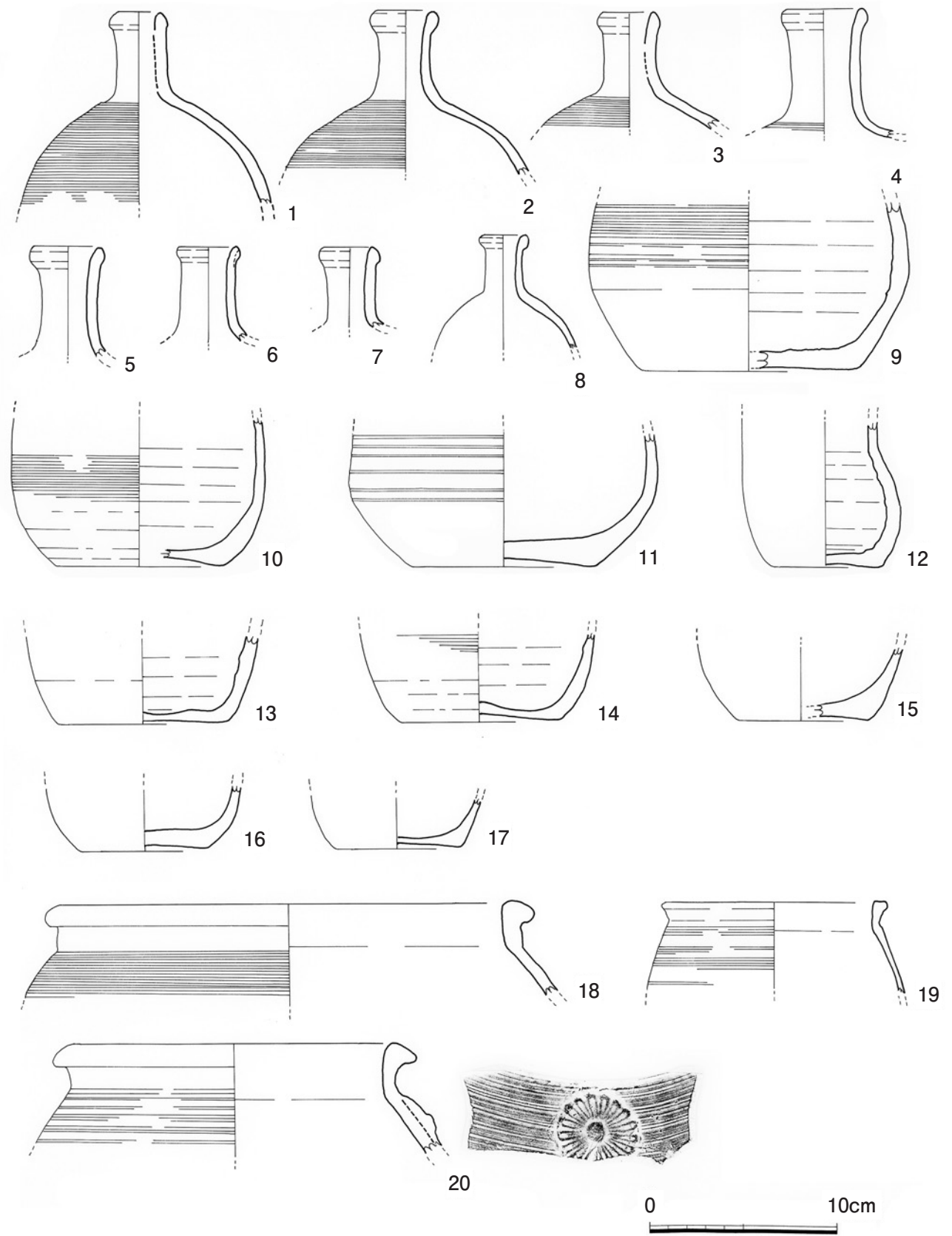
鐘尾光世氏は、「木の庄山吉ツ」の線刻がある個人所有の木之庄焼徳利の報告<sup>(8)</sup>を行っている。この資料は、木之庄焼窯跡がある木之庄と吉津の地名が記されている。この報告では実測図が掲載され、調整等も詳しく記述されており、木之庄焼徳利の基準資料の一つとして位置付けられる。

乗岡実氏は、近世備前焼の徳利の研究を行っており<sup>(9)</sup>、その中で木之庄焼の徳利を取り上げている。備前焼は、中世から江戸時代にかけて全国流通する中で、各地で備前焼に似せた陶器が生産されるようになる。こうした陶器の一つとして靱皿山焼とともに木之庄焼が取上げられ、備前焼との比較から年代的な位置付けも行われている。

## 2 所蔵資料の概要

当館には、木之庄焼窯跡からの表採とされる資料が、個人から寄贈されている。そのうち、本稿では、村上正名氏寄贈資料と桑田春夫氏寄贈資料のうち、第2～4図で実測可能なものを中心に紹介する。

1～17は徳利である。このうち、1～4, 9～11は胴部に条線文が施され、体部下半は底部に向かって



第2図 木之庄焼窯跡表採資料1 (S=1 : 3)

すばまっており、条線文腰折形と呼ばれるものである。また、12～17は体部を窪ませて、型押し成形で薄板状にした福祿寿像などを貼り付けた、いわゆる人形徳利である。

徳利の頸部は、口縁端部に向かって直線状に伸びるもの(1)もあるが、その他はやや外反しながら立ち上がっている。口縁端部はいずれも肥厚させており、8は外反する口縁部に粘土紐を貼り付けて玉縁状にしている状況が確認できる。1は、頸部と条線文部分との境をわずかに突出させおり、また2・3に比べてなで肩である。9～11は胴部下半から底部の部分で、胴部の条線文の下端から底部に向けて屈曲するもの(9・11)とあまり屈曲しないもの(10)がある。条線文より下は横位の削りの後ナデを施している。底部の切り離し技法は不明だが、ロクロの回転を利用したケズリを施している。底部外面には砂が付着しており、9・11には輪状の目跡が残っている。9の底部には径1.3cmの「○」の刻印がある。

条線文は1～4・9・10は密に施されているが、12は間隔をあけてやや幅広の条線を施している。12のような条線の施し方は、研究史で触れた「木の庄山吉ツ」の線刻がある徳利<sup>(10)</sup>と同じである。徳利については、いずれも無釉の部分は暗褐色で、胎土は砂粒をほとんど含まず精緻で、焼成は堅緻で、これまで研究者が指摘しているように外見上は備前焼に似ている。

18～20は水屋甕である。肩部には条線文が施され、短く立ち上がる頸部と、外側に拡張した口縁部が特徴である。20には菊形文が貼り付けられている。無釉の部分は暗褐色で、胎土は砂粒をほとんど含まず精緻で、外見上は備前焼に似ている。

21～23は播鉢である。無釉で、外面に3条の突帯があるものと、玉縁状の1条の突帯があるものがある。口径は、21が28.0cm、23が29.0cmで、22は歪みが大きく口径は不明である。21は播目よりも上部が外反している。いずれも播目は凹部が幅広で、密に施されており、上端はナデで揃えられている。内外面とも無釉である。

ところで、当館所蔵資料には播鉢の底部がないため、昭和45年(1970)の発掘調査で出土した資料の中から、参考資料として提示したものが第5図である<sup>(11)</sup>。底部は平底である。内面の摺目は体部と底部を一筋で摺目を入れておらず、体部に密に施した後に、底部に摺目を入れている。底部の摺目は、中央に向けて密に施しており、上から見ると摺目が放射状になっているのが特徴である。

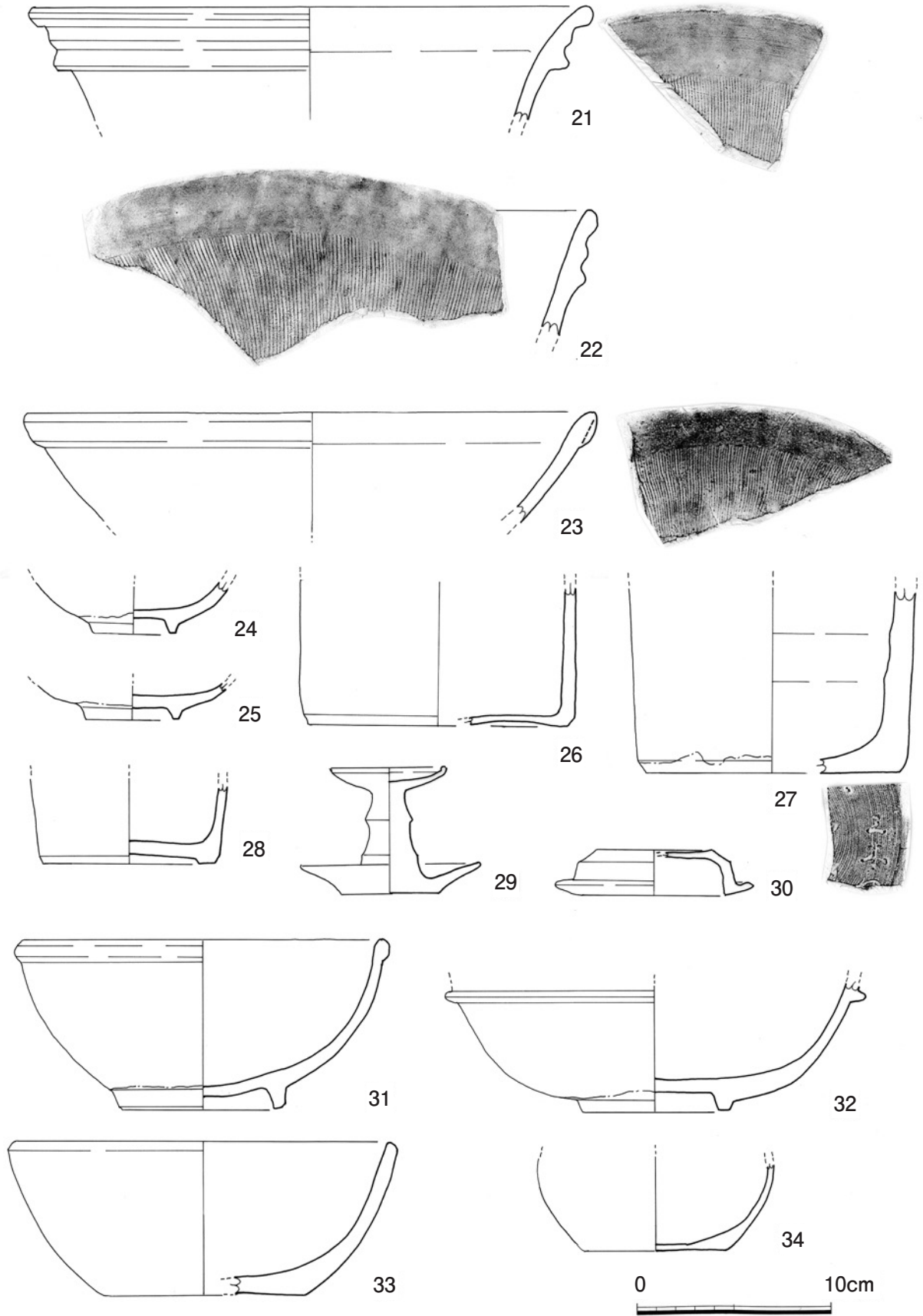
24・25は高台付きの碗である。24は高台部分は露胎でそれ以外の部分は白釉である。ただ、露胎部は褐色に着色している可能性もある。25は高台部分は露胎で、それ以外の部分に褐釉である。25は見込に3か所の目跡が確認できる。

26・27は水指であろうか。26は外面が灰釉、内面は透明釉、27は外面は褐色釉と見られ、一部黒色釉が流れたようになっている。27の外底面には「三木[ ]」と文字が書かれている。発掘調査時に出土した遺物には、「三木平左衛門」と刻まれたものが出土しており<sup>(12)</sup>、当資料も同じであろう。

28は素焼きで、この後に施釉、本焼成が行われると考えられる。内面が無釉であるならば、器形から考えて火入か香炉であろう。高台は削り出しで、内面には幅7～8cmの輪状の焼台跡が残っている。

29は灯明台である。下の受皿部の外面と底部は露胎でその他には透明釉が掛けられている。底部は回転糸切り痕が残る。30は蓋で、内面に白色釉、外面は露胎である。天井部は回転を利用したケズリが施されている。

31～34は鉢で、高台付きのものと平底のものがある。31は高台付近が露胎で、それ以外の外面及び内面全域に透明釉が掛けられている。見込には5か所の目跡が残っている。32も釉の範囲や見込



第3図 木之庄焼窯跡表採資料2 (S=1:3)

の目跡の数は31と同様だが、素焼き後に釉掛けしたまま状態で、本焼成前に廃棄されたものと考えられる。33は無釉で、見込には径6cm程度の円形の焼台跡が残っている。小型のためここでは鉢としたが、窯道具のさや鉢の可能性もある。34は、内面に透明釉、外面は無釉で、底面は回転を利用したケズリの痕跡があり、砂が付着している。

35・36は植木鉢であろうか。35は外面全域及び内面の口縁部付近に透明釉が掛かる中で、ところどころ斑状に黒みがかかった褐色に発色した部分も見られる。内外面とも凹凸が著しく、粘土紐巻き上げによる整形の痕跡が強く残っていると見られる。36は内外面とも高台付近は露胎で、体部には緑がかかった褐色釉が掛けられている。

37～43は甕である。37は、外面全面と内面の口縁部付近に褐色の釉が掛けられている。38は内外面に透明釉が掛けられ、外面には白釉の部分が斑状に残っている。39は、内面と底部は露胎、外面は褐色釉でところどころ黒釉の部分が斑状に見られる。底部には外面の外周及び内面に砂が付着している。底部端は、ほぼ全周に打ち欠いたような痕跡が残っており、焼台などに融着したため、叩いてはずした際の痕跡と見られる。40は底部内面に胎土目が3か所残っている。復元すれば5～6か所に粘土の塊を置いて、重ね焼きしたと考えられる。底部は露胎、内外面に褐色の釉が掛けられ、外面の釉掛け部分の下端は釉が溜まり、褐色の度合いが強くなっている。41は、外面は褐色、内面は黄白色から褐色の釉が掛けられている。内面底部には3か所の目跡があり、復元すれば4～5か所の脚付の焼台を置いて重ね焼きをしている。底部外面には、幅1.5～1.7cmの輪状の痕跡が残っており、焼台の上に乗せてあったものと考えられる。42は外面底部は露胎で、内面は透明釉、外面は褐釉が施されている。43は内外面とも無釉で、素焼き段階のものかもしれない。底部内面に幅約0.5cm、径約11cmの輪状の目跡が残る。

### 3 各器種の特徴と系譜

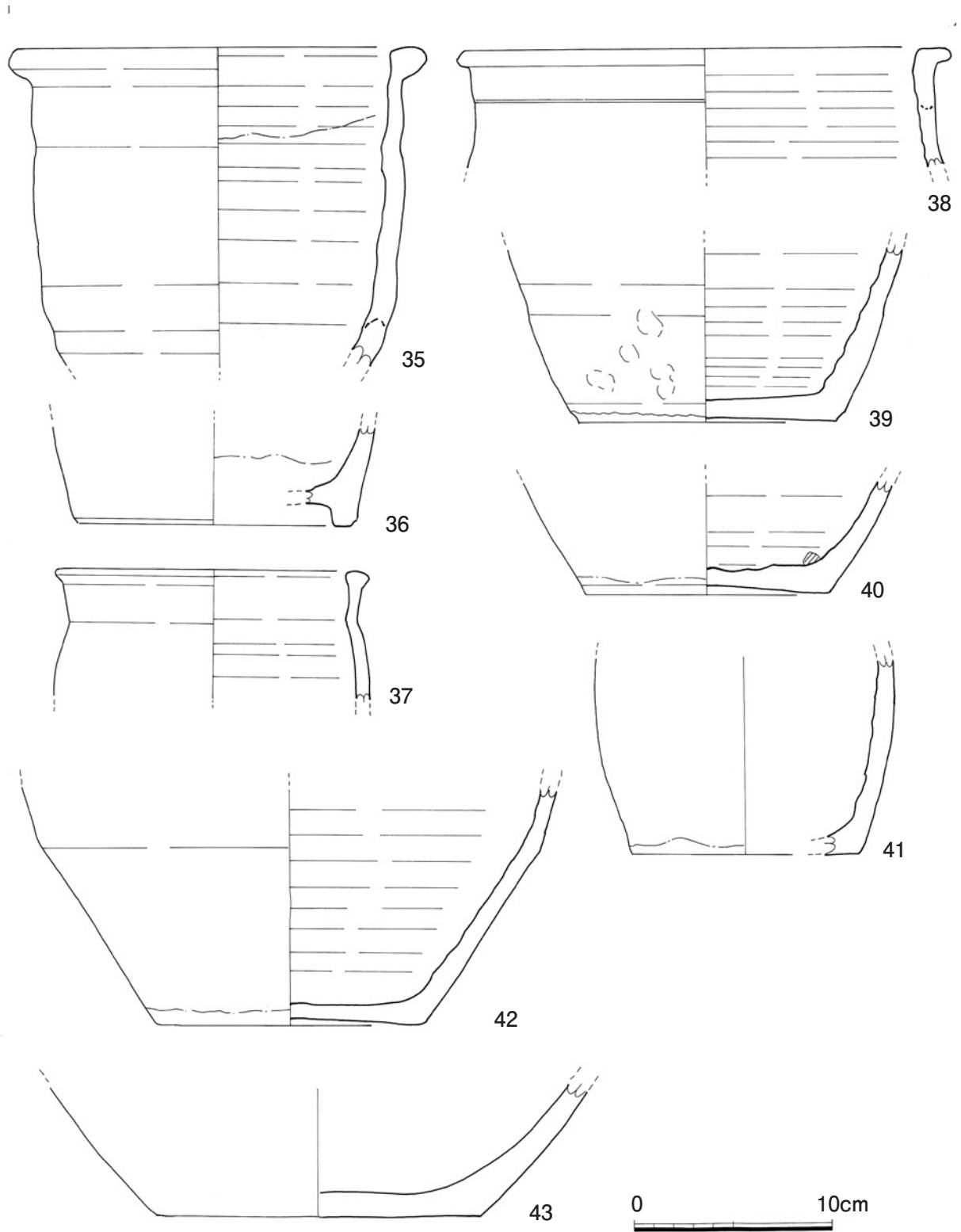
#### (1) 徳利

木之庄焼窯跡から採集された徳利は、条線文腰折形と人形徳利がある。また、凶化していない小片に、白色釉を掛けた「白撫角徳利」も見られる。

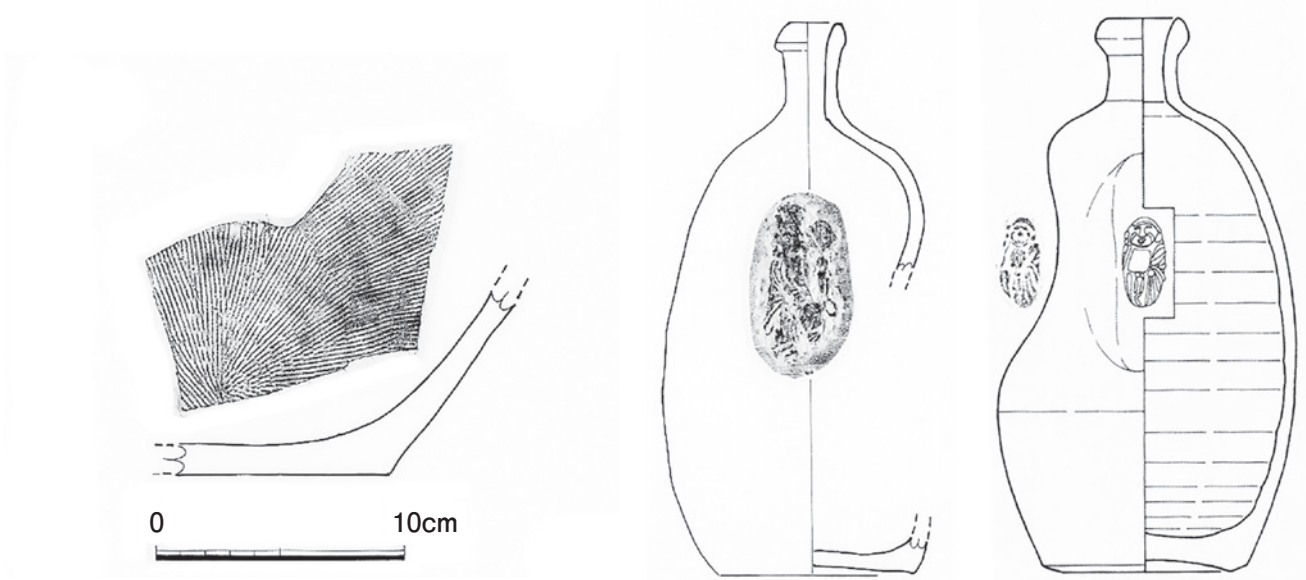
このうち、条線文腰折形徳利と人形徳利については、従来から指摘されているとおり、備前焼の影響の元に生産されたと考えられる。色調や焼成の具合も備前焼に似ており、内外面又はそのどちらかに透明釉を掛けたような光沢があるものがあり、これは鉄分の多い土を塗って焼く「塗り土」<sup>(13)</sup>と呼ばれるものと考えられ、江戸時代の備前焼に見られる技法である。保命酒徳利は、当初は備前焼が使われ、その代替、補完を目的に福山藩内で徳利の生産が始まっており、木之庄焼も備前焼を手本に徳利を生産していたと考えられる。

それでは、木之庄焼は、いつ頃の備前焼徳利を手本としたのであろうか。この問題を考える前に、まずは福山藩内の他の窯跡出土の徳利と比較する中で、木之庄焼の徳利の特徴を明確にしたい。福山藩内の徳利生産は、現在までのところ19世紀以前には確認できないが、木之庄焼窯が廃窯した安政2年(1855)以後で言えば、慶応元年(1865)に築窯された靱皿山焼窯の資料が参考になる。

第6図は、木之庄焼と靱皿山焼<sup>(14)</sup>の人形徳利を比較したものである。これを見ると、器形の特徴として、木之庄焼は頸部が長く口縁端部に向かって外反気味で、肩部はなで肩であるのに対し、靱皿



第4図 木之庄焼窯跡表採資料3(S=1:3)



第5図 木之庄焼播鉢実測図(S=1 : 3)

第6図 木之庄焼(左)と靱皿山焼(右)の徳利の比較  
(縮尺任意)

山焼は頸部が短く直立気味で長胴化しており、肩部は張って体部の側面観は方形に近くなる。また、口縁部の肥厚の度合いも、木之庄焼に比べて靱皿山焼は幅広で厚みが増している。

こうした違いを、乗岡実氏が行った備前焼徳利の編年<sup>(15)</sup>に抛りながら考えてみたい。

条線文腰折形徳利は近世2b期(17世紀第3四半期頃)、人形徳利は近世3期(17世紀第4四半期～18世紀初頭)に成立する。その後、近世4期(18世紀前葉～19世紀前葉)には徳利の二大器種として大量生産されるようになり、近世5期(19世紀第2四半期～第3四半期)にも続いていく。

乗岡氏はこの編年の中で、靱皿山焼の人形徳利を近世5期に位置付けており、築窯年代からも妥当である。そして、近世4期から5期にかけての備前焼徳利の変化は、体部は長胴化し、頸部は短頸化とともに筒形化し、口縁端部の肥厚の兆しが見られる点などを指摘している。これらは、木之庄焼と靱皿山焼の違いと同じであり、木之庄焼と靱皿山焼の器形の違いは、それぞれ手本とした備前焼の年代の違いを反映していると考えられる。

以上の点から、人形徳利については、木之庄焼は近世4期、靱皿山焼は近世5期の備前焼を手本として製作されたものと考えられる。また、木之庄焼の条線文腰折徳利については、近世5期の指標である岡山県備前市の南大窯周辺西1号窯跡出土資料<sup>(16)</sup>と比べて腰部の屈曲に角度があり、やはり近世4期に併行する時期のものと考えられる。

備前焼の近世5期は、天保4年(1833)以降の天保窯あるいは融通窯と呼ばれた連房式登窯の導入以降の時期に当たる。木之庄焼窯の開窯はこれまで天保初年頃とされていたが、備前焼近世4期併行の様相であることを踏まえれば、天保年間をさかのぼる可能性が高い。ただ、それがどこまでさかのぼるかは、木之庄焼よりも古い資料が確認されておらず、現時点では考古学的な検証は困難である。

## (2) 徳利以外の器種

木之庄焼窯跡表採資料及び発掘調査で出土した遺物を見ると、播鉢、鉢、甕などの器種では、形態や技法などについては備前焼の影響はほとんど見られない。



例えば、播鉢は、口縁部や底部、摺目の施し方も備前焼の播鉢とは異なっており、鉢や甕なども器形や褐色がかかった釉薬をかけている点は、備前焼では見られないものである。鉢や甕などの見込には目跡が残るものがあり、こうした点も備前焼にはない特徴である。

このような備前焼とは異なる様相を総じて見ると、これらの特徴は石見焼の影響を受けた結果であると考えたい。

もちろん、褐色釉は来待釉ほど赤味はなく、全く同じという訳ではないが、全体に褐色釉を掛け、その上に黒色釉を斑状に散らしたり流し掛けしている点は石見焼の「赤もの」<sup>(17)</sup>にも見られ、白色釉を掛けている点も「白もの」<sup>(18)</sup>と呼ばれる長石釉を掛けた石見焼と共通する。

また、発掘調査で出土した遺物を実見したところ、焼台は円板に円錐状の脚を数か所取り付けた、いわゆる足付ハマや、高台状の脚部に切り込みで脚を作ったものがあり、特に後者は石見焼の窯道具<sup>(19)</sup>や広島県内の石見系陶器<sup>(20)</sup>を生産していた窯<sup>(21)</sup>でも見られる。

そして、本稿ではあまり触れることができなかったが、木之庄焼窯を始め、福山藩内の窯で生産された徳利には白色釉を掛け、その上に色絵を施したものがある。この白色釉の徳利も石見焼の「白もの」の延長線上で捉えられるのではないだろうか。

なお、水屋甕については、透明釉や菊形文の貼り付けなどを見ると、石見焼というよりは備前焼の影響の方が強いように思われる。このように、器種ごとに系譜が異なっている点も木之庄焼の特徴である。

以上、木之庄焼に見られる備前焼と石見焼の影響について見てみた。ただ、木之庄焼窯で見られる窯道具には、石見焼の窯道具にはない十字形の焼台、いわゆる十字ハマもあり<sup>(22)</sup>、様々な地域からの影響が考えられ、様相は複雑である。

## 4 考察

### (1) 福山藩内への石見焼の技術導入

福山藩内における石見焼の生産や流通については、これまで報告や研究がなされた例はないが、石見焼の技術が福山藩内に持ち込まれた可能性を示唆する史料は認められる。『中村家文書』には、慶応元年(1865)に築窯された靱皿山焼窯の築造の経緯や生産体制に関する史料が残されており、その中で、職人の募集に関する史料がある<sup>(23)</sup>。同年の「御奉行様本間様より職人之義御尋被遊候二付、翌日石藤氏江別紙之通差出候写し」によると、開窯に当たって職人を採用するに当たり、福山藩内の皿山で働いている者のうち、姓名が判明する者として7名が候補として挙がっている。このうち、「吉津村住 直助」は、「木之庄皿山職人之由、只今者休職いたし凡十二、三年外売事仕居候由」と書かれ、元は木之庄焼窯の職人であったことわかる。そして、「吉津村産 鉄五郎」は、「芸州芋掘皿山相持居、凡十ヶ年前引野相働候由」と記述されている。すなわち、鉄五郎は、「芸州芋掘皿山」で働いた後に、引野の皿山で働き、さらにその後に靱皿山焼窯で働くことになった訳である。

広島県内で生産された石見系陶器を集成し考察を行った向田裕始氏によれば、三原市久井・大和町の芋掘地区にある窯のうち、三原市久井町の濱田窯、大和町の川本窯で生産された商品は、「芋掘焼」と呼ばれていた<sup>(24)</sup>としている。すなわち、この地域の窯が「芸州芋掘皿山」と推測される。向田氏は、芋掘地区の窯について明治時代以降の状況をまとめているが、『中村家日記』の記述から、芋掘

地区の陶器生産は19世紀前半まではさかのぼると考えられる。

さて、鉄五郎は、吉津村生まれではあるが木之庄焼窯で働いた記録はない。しかし、上記のように、当時の職人は、複数の地域の窯場を渡り歩いて製陶技術を身につけ、その技術を買われて新たな窯場に招聘されるといった動きを見せており、職人同士が交流する中で、技術の受け渡しも行われていたと考えられ、石見焼の技術が木之庄焼窯にも持ち込まれた可能性は十分考えられる。

## (2) 開窯時期について

本稿では、当館が所蔵する木之庄焼窯跡からの表採資料を紹介する中で、開窯時期については従来言われていた天保年間をさかのぼることと、木之庄焼が備前焼と石見焼の影響の元にあった可能性について言及した。

ここで最後に、木之庄焼窯の開窯に至る経緯や開窯時期についての手掛かりについて触れたい。

文化6年(1809)に編纂された『福山志料』の卷之二十七の「土産」の項には、次の記述がある。

瓦 カンリヤク瓦 鬼瓦 神邊木ノ庄出口土生靱等ニ製ス

木之庄以外を見ると、「神邊」は福山市神辺町のことで近世の瓦窯があった場所は不明だが、「出口」は府中市出口町の洞山焼窯、「土生」は府中市土生町の土生窯、「靱」は靱皿山窯が築かれた場所と考えられ、いずれも後になって陶磁器が生産されている。すなわち、元々瓦窯があったからこそ陶磁器生産への転換も可能であったと言うこともできる。いずれの窯も瓦生産の実態は不明だが、今後は近世の瓦生産の様相についても明らかにしていきたい。

また、木之庄村に關係する史料として、『福山市史』<sup>(25)</sup>には「瀬戸物焼窯地所借用につき証文」が掲載されている。これは木野庄村借主の茂蔵が庄屋の五郎三郎らに、瀬戸物焼の窯の敷地借用を願い出たもので、前に見た『福山志料』の編纂年と同じ文化6年(1809)の史料である。『福山市史』ではこの史料について「木之庄焼につながるものかどうか、今後の検討に委ねる」とし、また、本稿で行った考古学的な検討からも、開窯が文化6年までさかのぼる確証は得られてはいないが、開窯時期を考える重要な手掛かりと考えられる。今後の研究に委ねたい。

## 終わりに

本稿は、平成29年に当館で行った展示会「姫谷焼と福山藩内の近世陶磁器窯跡」の資料調査に端を発している。その際、東広島市教育委員会の石垣敏之氏、兵庫県伊丹市教育委員会の赤松和佳氏からは、多くの助言を頂いた。特に、石見焼の影響については、両氏の助言によるところが大きい。記して謝意を表するとともに、当時助言を受けてから公表まで時間がたってしまったことをお詫びしたい。

また、本稿を成すに当たり、福山市文化振興課には、発掘調査で出土した遺物の閲覧、実測に便宜を図っていただき、福山市靱の浦歴史民俗資料館には参考文献の収集に御協力いただいた。広島県内の石見系陶器との比較に当たっては、広島県立歴史民俗資料館所蔵の資料を実見させていただいた。各機関に謝意を表したい。

【註】

- 1 桑田勝三「保命酒の徳利 上」『茶わん 3月号 第73号』第7巻3号 昭和12年(1937)  
桑田勝三「保命酒の徳利 下」『茶わん 4月号 第74号』第7巻4号 昭和12年(1937)
- 2 桑田氏や次に述べる村上正名氏は、『中村家日記』の天保10年の記事に「木之庄焼」と記されているとしているが、この史料を含む『中村家文書』の目録作成に携わった青野春水氏は、この部分を「本庄焼」と読んでいる。「本庄」は、木之庄村の西隣にある本庄村あるいは村内の地名を指すと思われるが、本庄村の範囲内では窯跡は確認されておらず、この本庄焼はここでいう木之庄焼を指すものと考えられる。  
青野春水「梅谷皿山の築造と陶器生産-慶応元・二年を中心に-」『鞆の津 中村家文書目録VI』福山市鞆の浦歴史民俗資料館 平成23年(2012)
- 3 村上正名『備後文化シリーズ第4集 備後のやきもの』児島書店 昭和44年(1969)
- 4 福山市文化財保護委員会・福山市埋蔵文化財調査団「木之庄焼窯跡発掘調査報告」『福山市文化財年報 11』福山市教育委員会 昭和46年(1971)
- 5 報告書では陶器のみ報告されており、調査後も村上氏は木之庄焼窯を「陶器窯」と位置付けているが、出土遺物を実見したところ、磁器碗が含まれており、木之庄焼窯は磁器生産も行っていたと見られる。ただ、本稿では出土した磁器については触れることができなかった。今後の研究に委ねたい。
- 6 村上正名「三 備後・安芸の陶窯」『世界陶磁全集 7 江戸(二)』小学館 昭和55年(1980)
- 7 村上正名「備後・安芸のやきもの」『日本やきもの集成 9 山陽』平凡社 昭和56年(1981)
- 8 鐘尾光世「資料紹介 木之庄焼刻銘入り徳利について」『文化財ふくやま 第15号』福山市文化財協会 昭和55年(1980)
- 9 乗岡実「備前焼の徳利」『中近世陶磁器の考古学 第七巻』雄山閣 平成29年(2017)
- 10 註8と同じ。
- 11 資料の閲覧、実測については、福山市文化振興課に便宜を図っていただいた。
- 12 註4と同じ。  
なお、「三木平左衛門」については、不詳である。
- 13 根木修「近世備前焼の変遷と年代観」『木村コレクション 古備前図録』岡山市教育委員会 昭和59年(1984)  
上西節雄『備前焼ものがたり』山陽新聞社 平成24年(2012)
- 14 鈴木重治「鞆皿山焼の陶磁史上の課題と意義 -生産と流通を中心に-」『江戸末期からの鞆皿山焼』福山市鞆の浦歴史民俗資料館 平成21年(2009)
- 15 註9と同じ。
- 16 備前市教育委員会『伊部南大窯跡周辺窯跡群確認調査報告書 I』平成15年(2003)
- 17 間野大丞「石見焼の製品について」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター 平成29年(2017)
- 18 註17と同じ。
- 19 榊原博英「石見焼の窯道具と登窯について」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター 平成29年(2017)
- 20 本稿では、下記論文及び註24文献に従い、石見焼を「近世以降に石見国内で焼かれた日常陶器」とし、「石見国外で石見の技術による陶器」を石見系陶器とした。  
間野大丞・中安恵一「陶磁器研究の諸相と石見焼 -研究史と伝承-」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター 平成29年(2017)
- 21 広島県立歴史民俗資料館所蔵の資料を実見させていただいた。
- 22 資料の閲覧については、福山市文化振興課に便宜を図っていただいた。木之庄焼の窯道具については、網羅し体系的に捉える必要があるが、本稿では趣旨からはずれることもあり、窯道具については十分な考察を

行っていない。今後の研究に委ねたい。

23 註2文献と同じ。

24 向田裕始「広島県における石見系陶器の生産活動について」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター 平成29年(2017)

25 福山市『福山市史 近世資料編 I 政治・社会』平成23年(2011)

# 山口県美濃ヶ浜遺跡出土の滑石製模造品

岸本 晴菜

## はじめに

当館では、広島県立府中高等学校(以下、「府中高校」とする。)の地歴部が調査・収集した約28,000点に及ぶ考古資料を所蔵している。府中高校考古資料の多くは未報告の資料であり、その中に含まれる美濃ヶ浜遺跡<sup>(1)</sup>の資料も例外ではない。そこで、本稿では府中高校考古資料の美濃ヶ浜遺跡出土資料のうち、滑石製模造品について紹介するとともに、中国地方出土の滑石製模造品と比較検討することで、瀬戸内地域で出土する滑石製模造品の意義を考えていく上での一助としたい。

## 1 遺跡の概要と府中高校による調査

**遺跡の立地** 美濃ヶ浜遺跡は、山口県山口市の南部、現在は砂堆で結ばれ陸繋島となっている、周防灘に突出した秋穂二島に位置する。後期旧石器時代、縄文時代前期～晩期、古墳時代中期～終末期にかけての遺跡である。とりわけ、古墳時代には製塩遺跡として著名であり、本遺跡から出土した製塩土器は「美濃ヶ浜式土器」として、西部瀬戸内の製塩土器編年の指標となっている(渡辺2000, 小南2012)。

**既往の調査** 美濃ヶ浜遺跡では、現在までに数回の発掘調査が行われている。最初の発掘調査は、



第1図 美濃ヶ浜遺跡の位置(1/25,000)

大正14年(1925)の旧制山口高等学校郷土史研究会によるものである(小川1925)。この調査では、縄文土器包含層が発見され、山口県初の縄文遺跡として注目された。また、縄文土器包含層の上層には、土師器と須恵器の包含層があることが確認され、この層から、用途不明の土器が大量に出土し、「把手様土器」として報告されている。これが、のちに美濃ヶ浜式土器と命名される製塩土器であった。このほか、滑石製模造品や土製模造品が見つかった。

その後、昭和35年(1960)に山口大学・広島大学・岡山大学・鳥取大学と山口市教育委員会で組織された美濃ヶ浜学術調査団による調査が行われた。五つの調査区に分けて行われたこの調査では、山麓側で古墳時代の住居が2軒、小型の土坑1基の集落遺構と製塩遺構と考えられる炉跡が検出されている(小野1961, 渡辺1994, 磯部2000)。この調査は、古墳時代の製塩遺跡として山口県初の事例となったが、概要報告に留まっており、本報告の刊行には至っていない。

以降、昭和39年(1964)に山口大学、昭和58年(1983)に山口市教育委員会による分布調査、平成2年(1990)に同教育委員会によって緊急発掘調査が行われている。

**府中高校による調査** 府中高校では地歴部という部活動を昭和16年(1941)に発足させ、豊元國教諭を顧問として中国地方を中心に精力的に活動してきた。発掘調査や研究の成果は、部誌である『芸備文化』や『地歴』に掲載するほか、日本考古学協会総会等の学会で発表するなどしている。府中高校地歴部の活動は、広島県における考古学の黎明期において、その発展を担ってきたといえる。

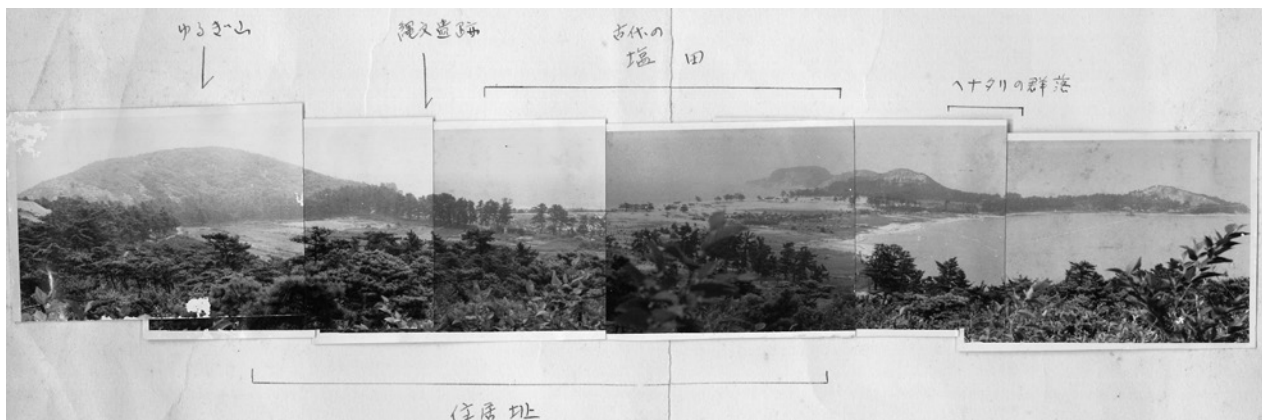


写真1 美濃ヶ浜遺跡遠景(1957年,兜山から南方向を望む)



写真2 府中高校の美濃ヶ浜遺跡調査風景  
左：調査風景 右：美濃ヶ浜式土器出土状況

様々な地で調査を行ってきた府中高校地歴部であるが、まずは美濃ヶ浜遺跡の調査に至るまでの経緯を述べておきたい。地歴部顧問であった豊氏は、製塩土器として知られる師楽式土器<sup>(2)</sup>に比較的早い段階から関心を寄せていたようである。師楽式土器の用途が明確になっていなかった昭和20年代、豊氏は師楽式土器が散布・出土する地点やその出土状況の傾向から、当該土器が製塩に係るものと推測し、調査を進めている(豊1957)。昭和24年(1949)香川県坂出市の沙弥島の踏査をはじめとして、昭和28年(1953)から昭和29年(1954)には、瀬戸内地域の古代製塩村落の調査を目的に、広島県内島嶼の調査を行い、考古学的視点からのみでなく、人文地理学的な視点もあわせて、師楽式土器を用いた製塩文化を追究している(豊1955)。

そして、瀬戸内における製塩文化の実態解明のため、昭和32年(1957)に豊氏が調査地を選んだのが、山口市及び防府市であった。豊氏は、『日本書紀』の仲哀紀にみられる、「(天皇を)周防の沙塵の浦に迎えて魚塩の地を献じ、逆見の海を塩地とする」という内容から、沙塵の浦を山口県防府市(旧佐波郡)と比定し、塩地とされた逆見の海も防府市周辺にあると考えた(豊・善入1957)。つまり、防府市周辺において、製塩土器である師楽式土器が出土する、製塩遺跡があると考えたのである。こうした考察のもと、昭和32年(1957)の春と夏に現地調査を行った結果、美濃ヶ浜遺跡にたどり着いた。この調査では、美濃ヶ浜の砂浜に製塩土器片が散布していること、兜山の麓に土師器・須恵器と滑石製模造品が散布していることが確認された<sup>(3)</sup>。調査時に撮影された遺跡の遠景写真には、現地調査で得た知見を反映させたと思われる、「住居址」、「古代の塩田」などの注記がみられる。

また、この際に美濃ヶ浜遺跡の北にある兜山古墳の調査もあわせて実施しており、石室の実測図や記録写真が残されている。製塩という生産活動のみを取り上げるだけでなく、古墳等も含めた調査を行うことで、製塩に関わる人々の営みを描き出そうとしていたのだろう。

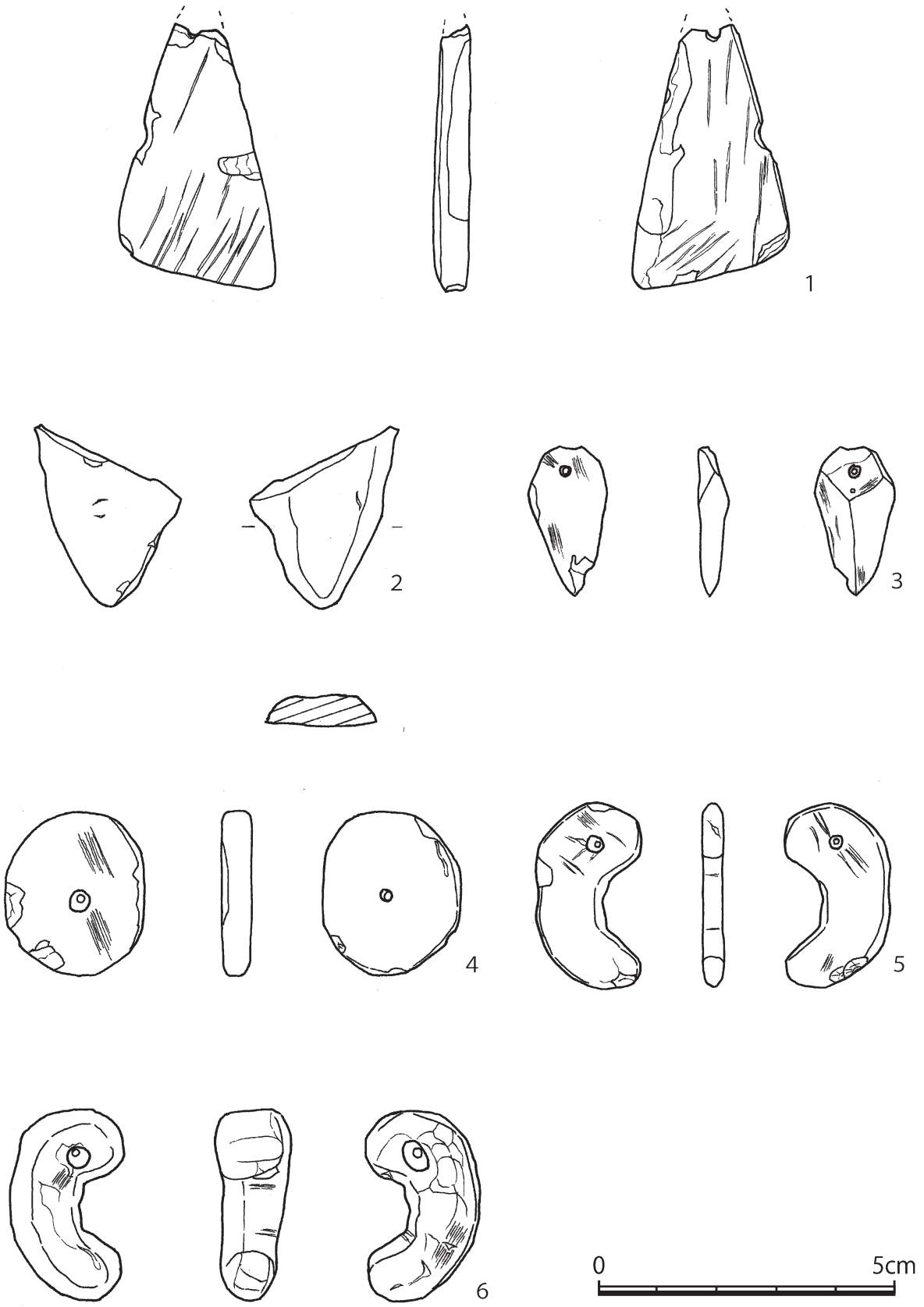
府中高校地歴部による美濃ヶ浜遺跡を含めた山口県における調査成果は、昭和32年(1957)に「古代の製塩村落」として広島史学研究大会で発表されているほか、翌年の同研究大会でも「防府市の古墳集落」と題した発表を行っている。

## 2 資料の紹介

本稿で紹介するのは、府中高校考古資料の美濃ヶ浜遺跡出土資料のうち、滑石製模造品7点である<sup>(4)</sup>。斧形1点、剣形2点、有孔円板1点、勾玉2点、子持勾玉1点がある。

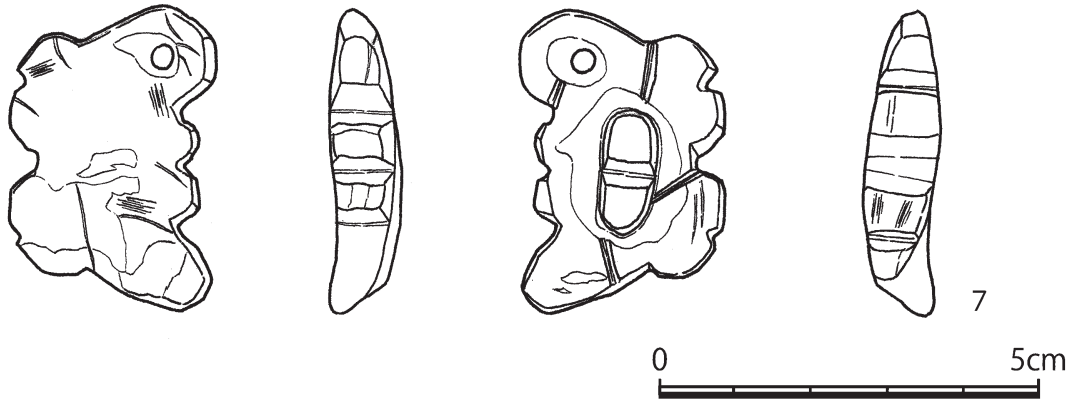
1は台形のように下部に向かって広がる形状から、斧形と推測され、残存長4.5cm、最大幅2.6cmを測る。斧形の石製模造品としては大型の資料である。穿孔時に折損したのか、上端部が欠損している。全体的に斜め方向の粗い研磨痕が明瞭に残っているが、穿孔が施されていることから完成品もしくは、完成品に近い資料であると思われる。下端部は直線ではなく、斜めに加工されている。石材は光沢がある部分が多く含まれる上、片岩質であるため、材質としては蛇紋岩に近い。

2・3は剣形の滑石製模造品である。2は残存長3.1cm、最大幅2.5cm、厚さ0.5cmで下半分と思われる部分しか残っていないが、その形状から剣形の模造品であると考えられる。全体に丁寧な研磨が施され、表は平らな面を3面作り出している。1の石材と酷似しているが、1と比べて黒色が強く、層状の剥がれが見受けられる、片岩質の石材である。3は全長2.5cm、最大幅1.33cm、最大厚0.5cmを測る。下端を一部欠損しているが、ほとんど完形である。全面的に粗い削痕は残っておらず、入念な



第2図 美濃ヶ浜遺跡出土 滑石製模造品 1 (1/1)





第3図 美濃ヶ浜遺跡出土 滑石製模造品2 (1/1)

研磨で仕上げられている。孔径は約0.2cmと小さく、両面穿孔が施されており、孔内には螺旋状の痕跡が明瞭に残っている。石材は1～3の滑石とは質が異なり、白色が強く黒雲母状の鉱物が含まれ、鉄分が筋状に入る滑石が用いられている。

4は径2.8×2.45cm、厚さ0.3～0.4cmの有孔円板である。正円ではなく、平らに形作られている部分があり、全体に光沢がある。片面穿孔により孔径0.1cmの孔が1カ所あけられており、孔内には螺旋状の痕跡が認められる。3と同様に、白色が強い滑石を使用している。

5は勾玉である。長さ3.1cm、最大幅1.8cm、厚さ0.4cmを測る。板状に加工した滑石を研磨することで成形しているとみられ、勾玉特有の丸みを帯びた形態ではなく扁平である。一部に鋭利な鉄器でついたと思われる条痕が残っているが、研磨は全体的に丁寧に施されている。両面穿孔で孔が穿たれており、孔径は約0.2cmである。

6も勾玉であるが、5のような板状の形態ではなく厚みのある、いわゆる通常の勾玉の形態で、長さ2.9cm、最大幅1.9cm、厚さ1.3cmを測る。丁寧なつくりとは言い難く、表面は凹凸が目立つ。研磨で成形・調整したというよりも、鉄器で表面を面的に削りながら形作っているという印象である。腹部の側面には、鋭利な鉄器でつけられたとみられる条痕が明瞭に残っている。両面穿孔で、孔内には螺旋状の痕跡が認められる。黒色が強い滑石を使用しており、鉄分を含む茶褐色の部分が多く見受けられる。

7は長さ4.0cm、最大幅2.7cm、厚さ0.9cmの子持勾玉で、厚みや立体感に乏しく、平面的な形状である。中央にある子勾玉は親勾玉を彫りくぼめることで形作られている。背部の子勾玉は2つで、かまぼこ状の曲線を持った形に削り出した後に、その中央に山形の切り込みを入れている。これらは簡単な削り出しで作出されているほか、特に腹部の子勾玉はかなり形骸化されている。また、背部側2カ所、孔付近に1カ所、下部に1カ所の計4カ所に約0.1cmの幅の条線が入っている。表面は丁寧な研磨が施されており、粗削りの痕跡は認められない。裏側は、中央付近の子勾玉は削り出さず、平面に仕上げられている。表面には凹凸が見受けられることから、面的に削って形を調整しているようである。細かい研磨が裏側全体にかけられており、光沢もあるため、表面が剝離している可能性は低く、元から子勾玉はなかったものと考えられる。径0.3cmの孔が片面穿孔によって穿たれている。孔内には螺旋状の痕跡が見受けられるほか、縦方向のキズが複数個所に認められる。また、全体が内反りに湾曲した形となっている。

### 3 当館所蔵美濃ヶ浜遺跡出土の子持勾玉について

ここでは、当館所蔵美濃ヶ浜遺跡出土の子持勾玉(第3図-7)について、先行研究を基に型式分類を行い、時期を比定するとともに、その形態的な特徴を明らかにしたい。

子持勾玉は複雑な構造をしているため、様々な属性から型式分類や編年が行われてきた(佐々木1985, 大平1989, 篠原2002ほか)。ここでは、主に西日本出土の子持勾玉の型式分類、編年を行っている大平氏の研究に基づき、当館所蔵の美濃ヶ浜遺跡出土の子持勾玉の型式分類、時期の比定を行う(大平1989)。

大平氏は子持勾玉の背部の子勾玉を分類の属性とし、小勾玉が独立しているものをA型、連続しているものをB型に大別し、親勾玉の頭部・尾部を平面にしているものを1類、鋭角にしているものを2類に分類した。さらに、本体の断面と反りの比率から0～Ⅷ型式に分類した上で、5世紀前葉～7世紀後葉の型式編年を行った。この分類に基づくと、当館所蔵の美濃ヶ浜遺跡出土子持勾玉は、B型2類となり、反りの比率ではV型式、6世紀後葉という帰属時期が与えられる。この時期は、美濃ヶ浜遺跡で製塩が行われていた時期とも合致している。また、中国地方出土の子持勾玉の分布、型式分類等の検討を総括的に行った米田氏は、B型2類の子持勾玉が、広島県・山口県といった中国地方西部の瀬戸内海側に多いことを指摘している(米田2020)。

続いて、当館所蔵の美濃ヶ浜遺跡出土の子持勾玉について、その形態的特徴をみていきたい。まずは、表側にみられる特徴である。1点目に中央の子勾玉の作出方法について述べたい。多くの子持勾玉では、中央の子勾玉を親勾玉の側面から突出するように立体的に削り出すのに対し、本資料では、親勾玉を彫り込むような形で子勾玉を作り出している。これにより、中央の子勾玉は親勾玉の側面から突出しない形に仕上げられている。2点目は、条線が入っている点である。本資料には、前節で紹介したように4本の条線が入っている。3本はそれぞれ背部から中央の子勾玉を結ぶものと、腹部側から孔を結ぶものがある。これに関しては、類似の資料は少なくとも中国地方から出土している子持勾玉には見出せない。勾玉に条線を入れるものとしては、主に弥生時代中期～古墳時代中期にかけて生産・流通する「丁字頭勾玉」がある。これは、勾玉の頭の部分に数本の条線を入れるものであるが、その意味は明確にはなっていない。ただ、孔から放射状に施した条線が紐をかけるような表現であることから、何かを縛り込めることへの呪術性があるのではないかと指摘されている(木下1987)。当資料に施された条線にも、丁字頭勾玉と同様の意味合いがあった可能性がある。

次に、裏側にみられる特徴を挙げると、子勾玉の削り出しを行わず、平面に仕上げている点がある。子持勾玉は、基本的に両面が対称になるように作り出され、これは当資料のように扁平なタイプの子持勾玉も同様である。また、扁平タイプの子持勾玉は、中央の子勾玉を作り出さないものもあり、この場合も両面ともに小勾玉を作らない事例がほとんどで、片面のみの事例は見受けられない。

以上に挙げた特徴は、他の資料には見出すことができない点が多く、本資料が従来の子持勾玉の型式に則りつつも、独自性を持った資料であるといえるだろう。

## おわりに

ここまで、府中高校地歴部による調査概要を紹介するとともに、当館所蔵の美濃ヶ浜遺跡出土の滑石製模造品（府中高校考古資料）を紹介し、そのうち子持勾玉について若干の考察を述べてきた。特に子持勾玉に関しては、形式的にみると遺跡の年代観と本資料の帰属時期に差はないものの、その形態には特異な点が多くあることが明らかとなった。

また、美濃ヶ浜遺跡で出土する滑石製模造品では、石材の色調や質が異なるものを使用されていることが当館所蔵資料からも確認できた。これに関しては、國學院大學博物館で美濃ヶ浜遺跡出土の滑石原石が所蔵されていることが報告されており、美濃ヶ浜遺跡において滑石製模造品の生産が行われていた可能性が指摘されている（北澤2016）。生産を行いつつ、他地域からも滑石製模造品を入手していたのだろうか。いずれにしても、美濃ヶ浜遺跡における生産と流通が多岐にわたっていることを示唆している。

今回紹介できた資料は、当館所蔵の美濃ヶ浜遺跡出土資料のうちの一部であるが、本稿が未だ遺跡の全容が明らかになっていない美濃ヶ浜遺跡の性格等のほか、瀬戸内地域の滑石製模造品の様相を考える上での一助になれば幸いである。

## 【註】

- 1 「見能ヶ浜」や「美能ヶ浜」とも記される。府中高校考古資料中の美濃ヶ浜遺跡出土資料は、「見能浜」の注記がある。本稿では、山口県遺跡地図の表記に合わせる（山口県教育庁1972）。
- 2 岡山県瀬戸内市牛窓町の師楽遺跡から出土する土器を標式とした古墳時代の製塩土器。昭和4年（1929）に水原岩太郎氏らが命名し、年代や分布状況等を研究している（水原1939）。
- 3 写真1の遠景写真や発表要旨（豊・善入1957）には、「兜山」ではなく、「甲高山」と記載されている。現在、美濃ヶ浜遺跡の北には兜山、さらにその北側には高山があるが、遠景写真の風景から兜山山頂からの撮影したものと判断した。
- 4 当館では、美濃ヶ浜遺跡出土資料（府中高校考古資料）として、滑石製模造品のほかにも、縄文土器片9点・石器剥片（縄文時代）3点・須恵器片73点・土師器片（製塩土器片含む）191点、石片（古墳時代）5点を所蔵している。

## 挿図出典

第1図：国土地理院地図に加筆。写真1・2：当館所蔵「豊元國資料」。第2・3図：筆者作成。図版：筆者撮影。

## 引用・参考文献

- 磯部貴文 2000「191 美濃ヶ浜遺跡」『山口県史』資料編 考古1, 山口県
- 大平 茂 1989「子持勾玉年代考」『古文化談叢』第21集, 九州考古学会
- 小川五郎 1925「周防国吉敷郡秋穂二島村美能浜遺物包含地発掘調査報告」『山高郷土史研究会考古研究報告書』山口高等学校郷土史研究会
- 小野忠瀬 1961「6 美濃ヶ浜遺跡」『山口県文化財概要』第4集, 山口県教育委員会
- 北澤宏明 2016「山口県山口市美濃ヶ浜遺跡出土資料」『國學院大學博物館研究報告』第32輯, 國學院大學博物館,

國學院大學學術資料センター

木下尚子 1987「弥生定形勾玉考」『東アジアの考古と歴史 中』岡崎敬先生退官記念論集, 同朋舎出版

小南裕一 2012「9 美濃ヶ浜遺跡」『山口市史』史料編 考古・古代, 山口市

國學院大學日本文化研究所 2002『子持勾玉資料集成』

佐々木幹雄 1985「子持勾玉私考」『古代探叢』II, 早稲田考古学会

篠原祐一 2002「子持勾玉小考」『子持勾玉資料集成』國學院大學日本文化研究所

豊 元國 1955「古代の製塩集落」『芸備文化』第1号, 広島県学生生徒地方史研究会

豊 元國 1957「(三)師楽式遺跡と発見遺物」『芸備文化』第10・11合併号, 広島県学生生徒地方史研究会

豊 元國・善入義信 1957「部会発表要旨 古代の製塩集落」『広島史学研究会大会プログラム』, 広島史学研究会・

広島県教育委員会・広島市教育委員会

水原岩太郎 1939『師楽式土器図録』

山口県教育庁社会教育課文化財係 1972『山口県遺跡地図』

米田克彦 2020「中国地方における子持勾玉の基礎的考察」『玉文化研究』第4号, 日本玉文化学会

渡辺一雄 1994「II - 5 山口県」『日本土器製塩研究』, 青木書店

渡辺一雄 2000「185 美濃ヶ浜遺跡」『山口県史』資料編 考古1, 山口県

図版



斧形



剣形



剣形



有孔円板



勾玉



勾玉



子持勾玉(表)



子持勾玉(裏)

# 草戸千軒の銭を巡る様相

下津間 康夫

## はじめに

草戸千軒町遺跡(広島県福山市草戸町所在)は、備後南部第一の河川である芦田川が瀬戸内海に注ぎ出る河口付近に成立した中世の集落遺跡である。1961年の第1次調査以来、三十数年にわたる発掘調査により、13世紀中頃から16世紀初頭にかけて、「津」・「市」の機能を中心に、主に近郊から芦田川下流域を中心とする地域の流通・交通の一拠点であったことが明らかになった<sup>(1)</sup>。

遺跡の性格を明確にする上で、重要な役割を果たしたのが出土木簡である。記された文字情報を読み取り、その内容を追究することで、集落を取り巻くさまざまな実態が明らかになってきた。例えば、14世紀中頃から15世紀後半にかけて、この町に拠を置いて、周辺地域を対象に、農産物を中心とする各種の物品を取り扱い、金銭の貸付けや、年貢・租税の収納・運営に関与する者の存在が推定されるようになった<sup>(2)</sup>。ここでは、出土木簡を素材<sup>(3)</sup>に、金額や物品・行為など具体的な金銭の取扱いを整理するとともに、遺跡での出土状況から銭自体の扱われ方<sup>(4)</sup>にも注目する。このことにより、中世の流通・交通の拠点である集落での銭を巡る様相に触れたい。

## I 出土木簡に見る金銭の取扱い

出土木簡の用途については、以下の点が明らかになっている。即ち、主に商取引に関わるメモ・覚え、荷札・付札として使用されたもので、集約すれば、記載者が自らの活動に関わる内容を記したもので、何らかの物品に付属してその実態の一端を示すものに大別される。

ここではこのことを踏まえながら、時期を迫いながら金銭について整理する。

### 1 I 期

I 期では木簡自体の出土数が少ない。S E 3275(集成3)<sup>(5)</sup>に「二と四せう」・「四と六せう」、S K 4045(集成3)に「白米三斗」と物品・容量を記すものはあるが、金銭を記すものは確認されていない。

### 2 II 期

II 期前半になって金額を記す木簡が出土す

表1 草戸千軒町遺跡の時期区分

時 期	年 代
前 I 期	平安時代
I 期	13世紀中頃から14世紀初頭
前半	13世紀中頃から後半
後半	13世紀後半から14世紀初頭
II 期	14世紀代
前半	14世紀前半
後半	14世紀中頃
III 期	15世紀前半から中頃
IV 期	15世紀後半から16世紀初頭
前半	15世紀後半
後半	15世紀末から16世紀初頭
V 期	16世前半から20世紀前半
前半	16世前半から17世紀中頃
後半	17世後半から20世紀前半
VI 期	20世紀前半以降

る。S K 3165下層(集成3)のものは12貫300文である。木簡自体に漆が付着していること、この遺構からは漆塗り用へらや漆紙がまとまって出土していることから漆塗りに携わる者が関わったのであろう。S K 796(集成3)・S D 3190下層(集成3)のものは260文・(700文)の可能性はある。

Ⅱ期後半のS G 1791(集成3)のものは総額10貫文のうちの5貫文を示し、この銭の付札であろう。S K 3180(集成3)のものは、1貫600文の銭の付札ないしこの金額が代価の物品の付札であろう。

S K 1300(集成2)からは木簡がまとまって出土している。「もと百とりふん五文」は元金100文に対し利分5文であり、「文」を省略して金額の数字のみを記す場合も多い。燈明油1桶を210文で購入したこと、味噌用の豆を310文で売却したこと、未精白の麦が300文であること、400文を貸し付けたこと、米の未進に関連する金額が300文であることなどが記されている。このS K 1300出土の木簡から、農産物の関与、食品加工・醸造業の存在、金銭の貸付け、年貢・租税への関与などが推定されている。記された金額については100文台から始まり、9貫文の可能性もあるが、確実な最大額は2貫200文である。

表2 木簡記載文言一覧 1 (Ⅱ期)

遺構番号	時期	報告書	文言
S K 796	Ⅱ期前半	集成3	「二百六十」
S K 3165 下層	Ⅱ期前半	集成3	「十二貫三百」
S D 3190 中層	Ⅱ期前半	集成3	「(七百)」
S K 1300	Ⅱ期後半	集成2	「百」「(百四)」「百十」「百八十かす*1」「二百」 「あふら一かうを二百十文ニかう」「(二百六)十(かす)」 「あらむき三百」「三百〔こめのミしん〕」 「うりミそのまめ三百十」「うりミそのまめ三百十」「三百五十」 「四百(かす)/もと百とりふん五文とり・もと百とりふん十まいとり ・せに十まいとる」 「四百(文)/もと二百」「二くわん二百文」
S K 1370	Ⅱ期後半	集成3	「(八)貫百六十文」
S K 1763	Ⅱ期後半	集成3	「(百文)」
S G 1791	Ⅱ期後半	集成3	「伍貫文/拾貫のうち」
S K 3180	Ⅱ期後半	集成3	「一くわん六百文にて」

※ 報告書は『草戸木簡集成』の掲載書名である。

文言について、個々の木簡の文言は「 」, 記載面が異なる場合は・, 改行は/で表した。( )は推定文字を示し、本文の記述も統一した。また, [ ]は金銭との関連が推定される文言である。

\*1 「百」の前の字は「貫」の可能性もありその前の字は「九」であるが、「百」と前の字の間に空白があるため、これらを一連の金額とはしなかった。

### 3 Ⅲ 期

S G 350(集成1)の4面に「壹貫」が記されるものは銭1貫の付札であろう。「一(貫)百十三文入」は「入」があることから梱包された銭1(貫)113文の付札と推定される。ただ別面にある1(貫)802文と767文の数値と関係が不明である。また、S G 350からは約2,800点の削屑が出土している。小

片となって個々の文字自体が寸断され、文言が確認できるものは一部に過ぎないが、金額を記すものが相当数ある。確認される文言の前後が失われている中で、1文台までの細かい金額があること、100文台の記載が多いこと、最大は13(貫)400文であることが分かる。

さらに、SG350からは材を横に使用した木簡が出土している。多数行になる羅列的な記載がなされており、「九十／卅／四十／卅」は90文・30文・40文・30文と推定され、収支の事例を列記したものであろう。材を横にした木簡の削屑も出土しているが、墨書は材の木理と直交する方向であるのに対し、削り取る際は木理と平行する方向で、行としての記載が寸断されている。その中で、10文台から100文台の金額が推定されるものがある程度出土している。

表3 木簡記載文言一覧 2 (Ⅲ期)

遺構番号	時期	報告書	文言
SG350	Ⅲ期	集成1	「壹貫・老貫/老貫・老貫・老貫」 「一(貫)百十三文入・一(貫)八百二文/七百六十七文」 【削屑】「四文」「□(十)文」「廿(文かし)」「(廿文)」「卅□文」 「卅二文」「卅四文」「六十二文」「七十二文」「(八)十二文」「百」 「百」「百」「百」「百」「百」「(百)」「(百)」「(百)」「(百)」 「百(四文)」「百(十)」「(百)十二文」「百廿」「百廿」「百卅」 「百/百(卅)」「百六十」「二百」「二百三」「三百」「三(百)」 「(三百)」「(三百)」「四百」「四百」「四(百)」「(貫)」「□貫八」 「二(貫)四百卅」「三(貫)四(百)」「四貫」「十二(貫)八」 「十三(貫)四百」
			【材横】「九十/卅/四十/卅」「百八十三」 【材横削屑】「十/廿/十」「十/卅/十」「(廿)」「卅」「(百)」「(百)」 「(百)」「三□/(二百)」
SE380	Ⅲ期	集成2	六十文

#### 4 IV期

IV期前半で注目されるのはSD510・SD550・SK582(何れも集成2)である。これらの遺構は近接する場所にあり、木簡は東西20m、南北30mほどの範囲に分布する。遺構内の堆積状況が類似する点や、含まれる土器類が相互に接合する例も相当数確認されていることから、これらはほぼ同時期に埋め立てられたもので、木簡を含めて坑内へ投入された遺物は相互に関連していた可能性がある。

SD510では、何らかの物品1斗1升8合の代価103文を貸し付けたこと、瓜3斗が105文であること、壺が307文であること、金額は100文から420文までの範囲であることなどが分かる。

SD550では、何らかの物品2斗1升が130文や1斗2升が(300)文であること、何らかの物品2斗7(合)の代価74文、2斗5升の代価130文、3斗6升5合の代価178文、3斗1升5合の代価200文を貸し付けたこと、大麦1斗4升7合の代価107文を貸し付けたことなどが分かる。100文の貸付けと酒1斗2升が500文であることを併記したものは、酒の代価の一部を貸し付けたものであろうか。なお、金額は30文から(800)文までの範囲である。



S K 582では、何らかの物品 2 斗が107文、4 斗が110文、3 斗 8 升 5 合が130文であること、117文・120文・230文を貸し付けたこと、何らかの物品 1 斗 2 升の代価166文や大麦 2 斗 4 升 1 合の代価147文を貸し付けたことなどが分かる。相場を示す「わし」(和市)や利子が付かない貸付けである「あつけ」(預け)の文言もある。金額は50文から560文までの範囲である。

このほか、S D 560 (集成 3) では、何らかの物品 3 斗 2 升が(130)文、(大麦) 3 斗が150文であることが分かる。

表 4 木簡記載文言一覧 3 (IV期)

遺構番号	時 期	報告書	文 言
S D 510	IV期前半	集成 2	「百」「百」「(百)」「かし一斗一升八合/百三」 「百五/うり三斗・(二百十)」「かし百五口」「(五)升口/百十」 「百廿」「百卅五」「百卅五」「百五十四・つほ三百七文」 「(二)百」「三(百)」「四百廿」
S D 540	IV期前半	集成 2	「二百」
S D 550	IV期前半	集成 2	「卅」「七十四(文)かし二斗七(合)」「百」「百」 「百七大麦一斗四升七合/かし」「かし/十三(疋)・百卅」 「百卅文二斗一升」「百卅文かし/二斗五升」 「百七十八かし/三斗六升五合」「二百」「二百」 「二百/かし三斗一升五合」「(二百)」「(三百)/一斗二升」 「百/かし/さけ一斗二升/五百」「(八百)」
S D 560	IV期前半	集成 3	「卅」「(百卅文)/三斗二升」「百五十/(大麦)三斗」
S K 582	IV期前半	集成 2	「五十あつけ」「六十文」「九十文・卅口(かし)」「百」「百」 「百七/二斗」「百十/四斗」「かし百十七」「百廿」 「百廿/かし」「百卅/三斗八升五合」「百四十」 「百四十七/大麦二斗四升一合・かし」 「百六十六/かし壺斗二升」「二百/(もと)」 「二百/くろめの/わし」「二百五口・りふ(ん)のかし」 「二百卅/かし」「四(百)」「五百/あつけ」「五百六十 <sup>*2</sup> 」
S D 520 <sup>*3</sup>	II期後半	集成 2	「六十八」「百五十文」「百六十」
S D 3140	II期後半～ IV期前半	集成 3	「二百卅」
S K 110	IV期	集成 1	「(百)三/三斗一升」「百十八/口斗三升七合」 「三斗二升四合/百四十六/(か)し」「百六(十)」 「百口十/二斗」「二百六十」「(十貫)/あつけ」
S E 1501	IV期	集成 3	「六十文」「八十文」「百二十五りふん口文」「百七十八文」 「二百六十文四斗/口升二合」「三百五十/二斗三口/こめ」 【削屑】「百」「(百)」「百廿」「二百」「二(貫)」
S D 760	IV期後半	集成 3	「二百/大麦三斗」「五(百)」
S E 4720	IV期後半	集成 3	(廿文)

\*2 蓋板の墨書で、蓋板が装着された容器の内容物の金額と推定される。

\*3 S D 520の木簡については、直上にある S D 510からの混入の可能性が指摘されている。

Ⅳ期で、前半・後半に細分できない遺構もある。S K110(集成1)では、何らかの物品3斗1升が(103)文であること、何らかの物品3斗2升4合の代価146文を貸し付けたこと、(10)貫文を預けたことなどが分かる。S E1501(集成3)では、何らかの物品4斗□升2合が260文、米2斗3□が350文であることが分かる。削屑は100文から2(貫)文までの範囲が確認できる。

Ⅳ期後半になると木簡の出土数が減少し、金額を記すものは僅かである。その中で、S D760(集成3)では大麦3斗が200文であることが分かる。

## 5 小 結

以上、木簡に記された金銭について触れてきた。銭の付札もあり、額は1貫文から5貫文までである。そして、多くは記載者が自らの銭を伴う活動を記したもので、購入・売却・貸付けなどを行っていたことが分かる。金額は1文単位まで及んでいる。高額なものは、削屑に13(貫)400文や12(貫)文台があり、漆塗りに携わる者が12貫300文を取り扱っていた。また、Ⅳ期に多く見られる物品の代価の貸付けを記すものは、□斗□升□合及び1文台までの数値を示すものがあり、容量については本来の定量を表すもので、農地に賦課される年貢額の可能性もある。こうした貸付けを行っていた者へ送られた荷札に正税の串柿や公事の綿があり<sup>(6)</sup>、宛先の一人は「いまくらとの」(今倉殿)と土倉に通じる名称である<sup>(7)</sup>。なお、物品の価格については、米2斗3□が350文、瓜3斗が105文、酒1斗2升が500文である。大麦は1斗4升7合が107文、2斗4升1合が147文、3斗が200文及び150文と推定されるものがあり、1斗あたり約73文・約61文・約67文及び50文になる。このほか、個数は不明だが壺が307文、油1桶が210文で取引きされている。

## Ⅱ 出土状況に見る銭の扱い

次に、集落で銭自体がどのように扱われていたかを出土状況から見て行きたい。遺跡からは、埋甕に埋納された130緡の一括銭と50緡の銭塊の他に、遺構から1,400枚、包含層から900枚、表土層から1,000枚、地区・層位が明らかでないものが200枚ほど出土している。これらについて、遺構の内外に分けて見ていく。なお、銭の特徴として、他の製品に多く見られる不用品としての廃棄という側面を想定し難く、貨幣価値を持つものとして次代へ引き継がれる性格があることが挙げられよう。

### 1 遺 構 内

銭が出土した遺構について、時期・地区別<sup>(8)</sup>には次のように整理できるだろう(表5)。Ⅰ期・Ⅲ期に少なく、共に遺跡北部に集中しており、遺跡南部ではⅠ期に1遺構あるに過ぎない。Ⅱ期・Ⅳ期に多く、遺跡北部が中心であるが、遺跡南部にもある程度広がる。中でも、遺構が遺跡包蔵中州全体に広がるⅡ期では、出土遺構が多く中州全体に広がる。この分布状況は各時期の遺構の消長に対応しており、町の中で特定の場所でなく、一般的に銭が用いられていたことを示すものだろう。

次に、遺構内に銭が含まれる(=出土する)過程を検討する。なお、表6は遺構の種類ごとに、銭が出土した遺構数と個々の遺構の出土枚数を整理したものである。

**a 柵（表示記号SA）**

柵は、地面を壺掘や布掘に掘り込んで柱や杭を建てた後に、掘り返した土で掘形を埋め戻すものである。銭が含まれるには、埋め戻す際に意識的に入れる場合と、地面の掘り返した土の中に含まれていた場合が想定される。遺跡全体で94列確認している中で14列から出土<sup>(9)</sup>している。

**b 建物（表示記号SB）**

建物には掘立柱建物と礎石建物がある。掘立柱建物は地面に柱穴を掘り込んで柱を建てた後に、掘り返した土で柱穴を埋め戻すものである。銭が含まれるには、柵と同様に、埋め戻す際に意識的に入れる場合と、地面の掘り返した土の中に含まれていた場合が想定される。遺跡全体で96棟を確認している中で8棟から出土している。礎石建物は地面に礎石を据えるもので、全体では5棟の確認である。その中の2棟（SB1780・SB1781）は礎石の直下から銭が出土しており、地面に含まれていたというよりも、礎石を据える際に意識的に置いたものに見受けられる。掘立柱建物と礎石建物を合わせて10棟からの出土であるが、全て1棟に1枚の出土数である。

**c 道路（表示記号SC）**

道路は、実物の遺構として確認できるのはIV期の石敷道路のみである。全体で3例を確認し、その中の2例で石敷の上部や内部から銭が出土している。意識的に置いたということは想定しにくい。

**d 溝（表示記号SD）**

溝には、運河や掘割、集落内部を区画する溝、道路側溝、居館の濠など、各種の性格のものがある。地面を掘り返して開口する施設で、掘り起こされた土は別の場所へ移し、大規模な土木工事となる場合も多い。遺構内の層位について、底部には粘土層が見られる場合があり、溝として滞水していた際の堆積層であろう。その他の層は遺構を廃絶する際の埋立層になる場合が多く、その土は近辺から持ち込まれたものであろう。溝として機能していた時期と埋立ての時期共に、銭を意識的に入れる場合が想定される。また、埋立てに用いられた土に含まれていたことも想定される。遺跡全体で250条ほど確認している中で57条から出土している。

**e 井戸（表示記号SE）**

井戸は、坑を地面に掘り込んだ後に井戸枠を据え、井戸枠の外側は掘り返した土で掘形を埋め戻している。掘形内に銭が含まれるには、埋め戻す際に意識的に入れる場合と、地面の掘り返した土の中に含まれていた場合が想定される。その後、井戸枠の内側は取水施設として機能し、廃絶の段階で埋め立てられることになる。廃絶に伴う土層からの出土は、意識的に入れる場合と埋立てに用いられた土に含まれていたことに因るものだろう。なお、井戸枠内の底部に礫を敷き、

表5 銭の時期別出土遺構数一覧

時期	遺跡北部	遺跡南部	計
I期	30	1	31
I～II期	2		2
II期	107	44	151
II～III期	4	2	6
II～IV期	3	2	5
II～V期前半		1	1
III期	16		16
III～IV期	6		6
IV期	62	13	75
IV～V期前半	1		1
V期前半	11	2	13
計	242	65	307

※このほか、時期が不明な遺構が北部に58、南部に10ある。ほとんどが、土坑及びピットである。

その中に13枚の銭を入れた井戸(S E 4940)がある。これは井戸の築造に際して、何らかの意図を持って入れられたものと推定される。また、井戸枠内の底部から13枚・31枚・54枚の銭が出土した井戸(S E 2163・S E 2155・S E 4860)がある。これらは築造時を含めて井戸として機能している段階で入れられたもので、何らかの意図があったことが想定される。井戸は遺跡全体で209基あり、銭は80基から出土している。掘形と井戸枠内を分けて計数すれば100になる。

**f 池 (表示記号 S G)**

池には、区画・水運・灌漑などの用途のものがああり、廃棄物の処理坑としても利用されている。地面を掘り返して開口する施設で、掘り起こされた土は別の場所へ移し、大規模な土木工事になる。遺構内の層位について、底部によく見られる粘土層は、池として滞水していた際の堆積層であろう。

表6-1 銭の種類・数量別出土遺構数一覧 1

遺構種別	時期	遺構数	数量別出土遺構数
柵	Ⅱ期	1	1枚 - 1
	Ⅳ期	13	1枚 - 4 2枚 - 3 3枚 - 3 4枚 - 1 5枚 - 2
建物	Ⅰ期	1	1枚 - 1
	Ⅱ期	5	1枚 - 5
	Ⅲ～Ⅳ期	2	1枚 - 2
	Ⅳ期	2	1枚 - 2
道路	Ⅳ期	2	1枚 - 1 4枚 - 1
溝	Ⅰ期	9	1枚 - 7 20枚 - 1 38枚 - 1
	Ⅰ～Ⅱ期	1	2枚 - 1
	Ⅱ期	23	1枚 - 12 2枚 - 3 3枚 - 1 4枚 - 1 6枚 - 1 7枚 - 1 8枚 - 1 10枚 - 1 11枚 - 2
	Ⅱ～Ⅲ期	2	1枚 - 1 20枚 - 1
	Ⅱ～Ⅳ期	2	2枚 - 1 14枚 - 1
	Ⅲ期	2	4枚 - 1 19枚 - 1
	Ⅲ～Ⅳ期	2	1枚 - 1 4枚 - 1
	Ⅳ期	15	1枚 - 6 2枚 - 2 3枚 - 2 5枚 - 3 6枚 - 1 29枚 - 1
	V期前半	1	1枚 - 1
井戸	Ⅰ期	11	1枚 - 6 2枚 - 2 3枚 - 2 4枚 - 1
	Ⅰ～Ⅱ期	2	1枚 - 1 5枚 - 1
	Ⅱ期	51	1枚 - 32 2枚 - 4 3枚 - 2 4枚 - 1 5枚 - 2 6枚 - 4 7枚 - 1 9枚 - 1 13枚 - 1 18枚 - 1 31枚 - 1 54枚 - 1
	Ⅱ～Ⅲ期	2	1枚 - 1 2枚 - 1
	Ⅱ～Ⅳ期	1	1枚 - 1
	Ⅲ期	7	1枚 - 5 2枚 - 1 3枚 - 1
	Ⅳ期	23	1枚 - 12 2枚 - 4 3枚 - 5 4枚 - 1 5枚 - 1
	Ⅳ～V期前半	1	3枚 - 1
	V期前半	2	1枚 - 1 3枚 - 1

表6-2 銭の種類・数量別出土遺構数一覧 2

遺構種別	時期	遺構数	数量別出土遺構数
池	I期	3	1枚-1 3枚-1 8枚-1
	II期	6	2枚-1 4枚-1 6枚-2 7枚-1 溶着銭(30枚弱)+1枚-1
	II~IV期	2	3枚-1 5枚-1
	II~V期前半	1	1枚-1
	III期	2	5枚-1 7枚-1
	IV期	3	1枚-2 3枚-1
	V期前半	9	1枚-6 2枚-2 4枚-1
土坑	I期	6	1枚-4 2枚-1 16枚-1
	II期	60	1枚-33 2枚-10 3枚-5 4枚-1 5枚-4 6枚-1 7枚-2 8枚-2 35枚-1 208枚-1
	II~III期	2	1枚-2
	III期	5	1枚-3 2枚-1 7枚-1
	IV期	15	1枚-7 2枚-4 3枚-2 4枚-2
その他	I期	1	1枚-1
	II期	5	1枚-4 130緡(12,591枚)-1
	III~IV期	2	1枚-1 73枚-1
	IV期	2	1枚-1 6枚-1
	V期前半	1	1枚-1

その他の層は遺構を廃絶する際の埋立層になる場合が多く、その土は近辺から持ち込まれたものであろう。池として機能していた時期と埋立ての時期共に、銭を意識的に入れる場合が想定される。また、埋立てに用いられた土に含まれていたことも想定される。遺跡全体で52基ある中で19基から出土している。なお、1つの池でも層位によって時期が異なるものがあり、時期別に計数すれば26になる。

**g 土坑（表示記号SK）**

土坑には、径が1m未満の小型のものから10mを超える大型のものまであり、時期が判明するもので500基ほどを確認している。多くは廃棄物の処理坑で、日常生活に伴うものと集落の改変・整備に伴うものに大別される。また、鍛冶などの生産関連施設、墓関連施設、埋蔵・貯蔵施設などがある。地面を掘り返して不用品などを投入した後に、掘り起こした土や近辺の土で埋め戻している。不用品などの投入段階と埋め戻し段階に銭を意識的に入れることや、埋め戻した土の中に銭が含まれていたことが想定される。時期が判明する土坑では88基から出土している。

**h その他**

この他、甕に130緡の銭を埋納した埋甕遺構(SX3300)、冥銭・六道銭を入れた墓(SX2990)や、地鎮に伴うことも想定される遺構(小型の浅い掘り込みに銭を入れたものでSK381は深さ15cmで24枚、SX1717は深さ5cmで8枚)は意識的に銭を入れたものである。

なお、SX3300の次に数量が多いのがSK1300の208枚、次いでSB1781周辺の73枚である。SK1300は集落の改変・整備に伴う廃棄物処理坑で、多種多量の遺物が含まれる。ちなみに、土

師質土器は1.3 t、箸状木製品は10,000万本分を超える。S B 1781周辺は建物の廃絶に伴って整地する中で堆積した土層と見受けられ、各種の遺物が含まれる。このS K 1300とS B 1781周辺の例は、出土状況から不用品としての廃棄という面も否定できない。貨幣価値を持ちながらも廃棄に至るには、銭の所有者や来歴に背景があることが想定される。

以上のように銭は多数の遺構から出土している。個々の遺構の数量は少量の場合が多い。遺構の種類では、柵・建物・道路・溝・池・土坑と各種に及び、遺構内へ意識的に入れる場合と、意識せずに遺構内へ入った場合が推定される。建物・井戸・墓など、意識的に入れたものが確認されている。なお、貨幣価値を持つものとしての出土は、金庫としての用途が指摘されるS X 3300の一括銭<sup>(10)</sup>が挙げられる。

さて、集落が継続する中で、多くの施設(遺構)が築造・維持・廃絶されている。そのために地面の掘削・埋立て・整地などの土木工事がさかんに行われ、土が相当移動したことだろう。各種の遺構の埋まり方を整理してみたが、銭が含まれる要因として、町の地面や移動した土の中には相当数の銭が混入していたことが推定される。

## 2 遺構外

遺構外では包含層から900枚、表土層から1,000枚ほど出土しており、共に出土地点は遺跡包蔵中州全体に広がっている。包含層に銭が入る要因は、所持者の身を離れ地中へ散逸したことや掘削・埋立て・整地など町の土木工事で地面が掘り起こされ土が移動したことが想定される。表土層からの出土は、昭和初期の河川改修以降に芦田川の増水時の流水や耕作作業などで、遺構や包含層が掘り起こされたことが要因と想定される。数量と出土地点からすれば、相当数の銭が町の各所で地中へ散逸したようである。所持者にすれば紛失を意味するであろうが、町の中では広く銭が使われていたことを示している。

遺跡では昭和初期の河川改修以降の自然流路もあり、その底面で50緡の銭塊<sup>(11)</sup>が出土している。もとは土坑に埋められていたものが流水によって周囲の土が取り去られたと見られるが、銭塊自体はほぼ原位置を保っていると推定されている。なお、自然流路では銭塊の出土地点の近辺から300枚を超える銭が出土しており、銭塊の他にも銭がある程度集積されていたことが想定される。

さて、草戸千軒町遺跡の発見は、昭和初期の芦田川河川改修工事の際に各種の遺構や遺物が出土したことによる。銭もまとまった数量のものが確認されており、当時改修工事に従事していた内務省土木出張所の係官の記録<sup>(12)</sup>では、昭和7年(1932)9月17日に約95kg、推定25,300枚、昭和8年(1933)3月14日に約16kg、推定4,200枚が発掘されている。100枚ずつ藁紐に通した緡銭<sup>(13)</sup>で、木箱に収蔵された痕跡が歴然としたものもあることを記している。緡銭であることや木箱に収蔵された痕跡から、上記の50緡の銭塊やS X 3300の一括銭に類似した状態にあったことが想定される。

## 3 小結

以上、銭の出土状況に触れて見た。出土した遺構の分布は各時期の遺構の消長に対応しており、包含層・表土層での出土地点は、遺跡包蔵中州全体に広がっている。

遺構から出土する場合、意識的に遺構内へ銭を入れる場合があり、建物・井戸・墓などで確認

できる。住居や家族の安泰、浄水の安定的な取得などの願いや、埋葬や供養によるものである。銭は貨幣価値を持つことから、不用品としての廃棄ということを想定し難いが、出土状況から不用品として廃棄されたことが想定される例もある。貨幣価値を持ちながらも廃棄に至るには、銭の所有者や来歴に背景があることが想定される。貨幣価値を持つものには、金庫として地中に埋納した一括銭がある。

包含層に銭が入る経過は、地中に散逸したことや地面が掘り起こされ土が移動することによるものだろう。表土層に入るのは、昭和初期以降に遺構や包含層が掘り起こされたことが要因だろう。相当数の銭が町の各所で地中に散逸したようであり、町の中では広く銭が使われたことを示している。

## おわりに

貨幣経済の進展が認められる中世社会にあって、草戸千軒町遺跡の出土木簡の記載内容と銭の出土状況から、この町での銭を巡る実態に触れてみた。

木簡には1貫文や5貫文の銭の付札もある。記載者が自らの銭を伴う活動を記したものが多く、1文単位から10貫文を超える取引を行っている。具体的な人物像として、12貫300文の取引を行った漆塗りに携わる者、農産物を中心とする各種の物品を取り扱い、金銭の貸付けや年貢・租税の収納・運用に関与して土倉に通じる名称を有する者などがいる。

出土状況に関して、銭は貨幣価値を持つことから不用品としての廃棄ということを想定し難いが、不用品として廃棄されたことが想定される例もある。意識的に遺構内へ銭を入れる場合があり、建物・井戸・墓など精神的な営みに伴う例が確認された。貨幣としては金庫として地中に埋納した一括銭がある。銭が出土した遺構の分布、包含層や表土層の出土地点や数量から、町の中で広く銭が使われていたことは確かであろう。

なお、こうした草戸千軒町遺跡での銭に関わる実態は、町が「津」・「市」の機能を有していたことと深く関わるものであろう。

## 【註】

1 5冊の発掘調査報告書が刊行されている。

広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編・広島県教育委員会発行

『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅰ－北部地域北半部の調査－』1993年。

『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅱ－北部地域南半部の調査－』1994年。

『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅲ－南部地域北半部の調査－』1995年。

『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅳ－南部地域南半部の調査－』1995年。

『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅴ－中世瀬戸内の集落遺跡－』1996年。

2 下津間康夫「木簡類の変遷と諸問題」（広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅴ』広島県教育委員会 1996年）。

同「草戸木簡にみる流通・金融活動」（『国立歴史民俗博物館研究報告第92集 古代・中世の都市をめぐる消費と流通』国立歴史民俗博物館 2002年）。

3 草戸千軒町遺跡出土木簡については、次の報告書で悉皆報告がなされている。

『草戸木簡集成1』・『草戸木簡集成2』・『草戸木簡集成3』（草戸千軒町遺跡調査研究報告3・4・6 広島県立歴史博物館 1999年・2000年・2004年）。

- 4 草戸千軒町遺跡出土錢についても悉皆報告がなされている。  
『草戸千軒町遺跡の出土錢』(草戸千軒町遺跡調査研究報告 14 広島県立歴史博物館 2021年)。
- 5 『草戸木簡集成』での掲載書名を示す。
- 6 正税の荷札はS D 510, 公事の荷札はS K 582 から出土している。
- 7 この木簡に注目され、性格・用途に言及されたのが石井進氏である。  
「木簡から見た中世都市“草戸千軒町”」(『国史学』130号 1986年)。
- 8 遺跡の実測座標に基づくもので、50 mごとの大地区割をアルファベットで表示しており、南北大区のF区以北を遺跡北部、G区以南を遺跡南部としている。
- 9 種別の遺構数についてはあらためて計数しており、『草戸千軒町遺跡の出土錢』で報告された数値と異なるものもある。
- 10 福島政文「一括出土錢について」『草戸千軒町遺跡調査報告Ⅱ』広島県教育委員会 1994年。
- 11 この錢塊については福島政文氏の考察がある。福島前掲10。
- 12 昭和初期の河川改修工事時の錢の出土については、次の記述がある。  
この当時河川改修工事に従事していた内務省土木出張所の脇田氏により記録された「芦田川改修の際発掘品其の他明細書」によると、「工事の進捗に伴い、田面以下約一・五〇メートル内外より、昭和七年九月十七日古錢約九五キログラム、推定枚数二五三〇〇枚、同八年三月十四日約一六キログラム、推定枚数四二〇〇枚発掘せられたり、是等はいずれも所謂一文錢にして特異のものなく、主として支那古錢に属し、発見当時の状態は百個づつ細き藁繩を以て棒状となし、木箱に収蔵されたる跡歴然たるものあり。其種九十余種、皇紀五四三年乃至一九七〇年間に鑄造されたるものにして、前記寛永通宝より約〇・七メートル乃至〇・八メートル深所に埋没せられ兩者明らかに其の系統を異にするものと見做さる。」  
『草戸千軒町遺跡 遺跡編』福山市教育委員会 1965年。
- 13 河川改修時の記録では1緡の枚数を100枚としているが、錢塊や一括錢の1緡の枚数は97枚が中心で、各緡の枚数を実際に計数したかは疑問である。



執 筆 者

岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員
岸本 晴菜	公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室調査研究員
下津間康夫	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所学芸員

広島県立歴史博物館 研究紀要 第25号  
BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.25

発行日 令和5年1月31日

編集・発行 広島県立歴史博物館  
Hiroshima Prefectural Museum of History  
〒720-0067 広島県福山市西町2-4-1  
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture  
720-0067, Japan  
Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印刷 アート印刷株式会社